

平成 27 年 第 3 回

# 芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 27 年 9 月 7 日

閉会 平成 27 年 9 月 18 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

## 平成27年第3回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・7	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 陳情・議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 【平成26年度芦北町一般会計決算（歳入）の連合審査会】
8	火	本会議 一般質問
9	水	委員会審査 総 務（企画財政課、税務課、議会事務局） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
10	木	委員会審査 総 務（田浦基幹支所、総務課） 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課）
11	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、農業委員会事務局、農林水産課） 文教厚生（教育課、福祉課）
12	土	休 日
13	日	休 日
14	月	休 会（議事整理）
15	火	休 会（議事整理）
16	水	休 会（議事整理）
17	木	休 会（議事整理）
18	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 特別委員会の設置に関する決議・委員の選任 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

## 目 次

	頁
第1号（9月7日）	
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	10
第1 会議録署名議員の指名	10
第2 会期の決定	10
第3 諸報告	10
議長諸般の報告	10
行政報告	10
第4 町長の提案理由説明	10
第5 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて	11
第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	12
第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第3号）	14
第8 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	15
第9 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	16
（一括議題＝第10から第19まで）	
第10 認定第1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	17
第11 認定第2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第12 認定第3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
第13 認定第4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
第14 認定第5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出	

	決算の認定について	18
第15	認定第6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
第16	認定第7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	18
第17	認定第8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
第18	認定第9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	18
第19	議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について	18
第20	議案第53号 平成27年度芦北町一般会計補正予算(第4号)	19
第21	議案第54号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	25
第22	議案第55号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第 2号)	26
第23	議案第56号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	28
第24	議案第57号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)	29
第25	議案第58号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に ついて	30
第26	議案第59号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	31
7	散会	32
第2号(9月8日)		
1	議事日程	35
2	出席議員氏名	35
3	欠席議員氏名	35
4	説明のため出席した者の職氏名	35
5	事務局職員出席者	36
6	開議	42
第1	一般質問	42
(1)	坂本登議員第1回目一般質問	42

○竹崎町長答弁	43
○柳田企画財政課長答弁	43
○下田建設課長答弁	44
○一丸住民生活課長答弁	44
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	45
○柳田企画財政課長答弁	45
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	45
○柳田企画財政課長答弁	45
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	45
○柳田企画財政課長答弁	46
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	46
○柳田企画財政課長答弁	47
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	47
○竹崎町長答弁	48
○柳田企画財政課長答弁	48
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	50
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	50
○下田建設課長答弁	50
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	51
○一丸住民生活課長答弁	51
○藤井農林水産課長答弁	51
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	51
○山元総務課長答弁	52
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	53
○山元総務課長答弁	54
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	54
(1) 古村逸男議員第1回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	56
○下田建設課長答弁	56
○柳田企画財政課長答弁	56
(2) 古村逸男議員第2回目一般質問	57
○下田建設課長答弁	57

(3) 古村逸男議員第3回目一般質問	57
○下田建設課長答弁	57
(4) 古村逸男議員第4回目一般質問	57
○竹崎町長答弁	58
(5) 古村逸男議員第5回目一般質問	58
○柳田企画財政課長答弁	58
(6) 古村逸男議員第6回目一般質問	58
○柳田企画財政課長答弁	59
(7) 古村逸男議員第7回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	60
(8) 古村逸男議員第8回目一般質問	60
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	61
○山元総務課長兼選管書記長答弁	62
○竹浦教育長答弁	62
○一丸住民生活課長答弁	63
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	63
○山元総務課長答弁	63
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	63
○山元総務課長答弁	63
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	63
○竹崎町長答弁	64
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	64
○大塚教育課長答弁	65
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	66
○竹浦教育長答弁	66
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	66
○大塚教育課長答弁	67
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	67
○一丸住民生活課長答弁	67
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	67
○一丸住民生活課長答弁	67

(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	68
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	69
○竹崎町長答弁	69
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	70
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	71
○山元総務課長答弁	72
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	73
○山元総務課長答弁	75
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	75
○山元総務課長答弁	75
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	75
○山元総務課長答弁	76
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	76
○山元総務課長答弁	76
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	76
○一丸住民生活課長答弁	76
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	76
○一丸住民生活課長答弁	77
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	77
○山元総務課長答弁	77
(9) 平松洋一議員第9回目一般質問	77
○一丸住民生活課長答弁	78
(10) 平松洋一議員第10回目一般質問	78
○山元総務課長答弁	79
(11) 平松洋一議員第11回目一般質問	79
○竹崎町長答弁	80
(12) 平松洋一議員第12回目一般質問	80
7 散 会	80
第3号(9月18日)	
1 議事日程	83
2 出席議員氏名	84

3	欠席議員氏名	84
4	説明のため出席した者の職氏名	84
5	事務局職員出席者	84
6	開 議	86
	(一括議題＝第1から第10まで)	
第1	認定第1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	86
第2	認定第2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第3	認定第3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第4	認定第4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第5	認定第5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第6	認定第6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第7	認定第7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第8	認定第8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第9	認定第9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第10	議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	86
第11	議案第60号 平成27年度芦北町一般会計補正予算(第5号)	104
第12	議案第61号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算(第1号)	107
第13	発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について	108
第14	特別委員会委員の選任	109
第15	議員派遣の件	110
	(一括議題＝第16から第19まで)	
第16	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	110
第17	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出	110

第18	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	110
第19	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出	110
	(3号の追加1)	
第1	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出	111
7	閉会	111

## 平成27年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月7日

午前10時 開 会

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定について
  - 第 3 諸報告
    - 議長諸般の報告
    - 行政報告
  - 第 4 町長の提案理由説明
  - 第 5 陳情第 1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて
  - 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
平成27年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
  - 第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
平成27年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
  - 第 8 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
  - 第 9 報告第 5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- （一括議題＝第10から第19まで）
- 第10 認定第 1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 第11 認定第 2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第12 認定第 3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第13 認定第 4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第14 認定第 5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第15 認定第 6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第16 認定第 7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第20 議案第53号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第54号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第55号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第56号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第57号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第58号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第59号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（散会）

2 出席議員（16人）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 荒川知章君  | 2番 坂本登君    |
| 3番 宮内道則君  | 4番 寺本順一君   |
| 5番 古村逸男君  | 6番 白坂康浩君   |
| 7番 草野安道君  | 8番 前田徹一君   |
| 9番 元山秀志君  | 10番 宮尾秀行君  |
| 11番 平松洋一君 | 12番 川尻成美君  |
| 13番 藤井公明君 | 14番 岡部恵美子君 |
| 15番 水口宣之君 | 16番 寺本修一君  |

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百錬君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	山元信作君	企画財政課長	柳田豊彦君
税務課長	楠原清照君	住民生活課長	一丸喜八郎君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	藤井哲郎君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	下田研君
上下水道課長	坂道征一君	会計管理者兼 会計室長	井手口浩二君
田浦基幹支所長	溝下博行君	教育課長	大塚雄二君
生涯学習課長	江上繁君	農業委員会 事務局長	告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩間睦生君	次長(課長補佐)	福田貴司君
--------	-------	----------	-------

## 議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 川辺川ダム建設促進協議会定期総会・三期成会合同定期総会  
期 日 平成27年7月7日（火）  
場 所 ポッポ一館（あさぎり町）
- 3 熊本県町村議会議長会県要望活動  
期 日 平成27年7月8日（水）  
場 所 熊本県庁
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会役員会  
期 日 平成27年7月9日（木）  
場 所 ホテルキング（出水市）
- 5 水俣芦北広域行政事務組合議会  
期 日 平成27年7月13日（月）  
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
- 6 水俣・芦北地域振興推進協議会役員会  
期 日 平成27年7月13日（月）  
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
- 7 南九州西回り自動車道整備促進に関する中央要望活動  
期 日 平成27年7月16日（木）  
場 所 国土交通省（東京都）
- 8 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会  
期 日 平成27年7月21日（火）  
場 所 熊本テルサ  
内 容 第6次水俣芦北地域振興計画案について

- 9 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動  
期 日 平成27年7月23日(木)  
場 所 国土交通省九州地方整備局(福岡市)
- 10 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する前期要望活動  
期 日 平成27年7月29日(水)～30日(木)  
場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館(東京都)
- 11 熊本県町村議会正副議長研修会  
期 日 平成27年8月4日(火)  
場 所 熊本県市町村自治会館  
講 演 「町村議会実態調査結果の分析から地方創生を考える」  
講師 新潟県立大学 国際地域学部 准教授 田口一博 氏

上記のとおり報告する。

平成27年9月7日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第30号  
平成27年9月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾  
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象  
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管
- 2 検査現在期日  
平成27年8月31日
- 3 検査実施日  
平成27年9月4日
- 4 検査の結果及び意見  
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。  
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。  
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,528,653,543 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,421,165,223 円
	歳入歳出外現金	37,840,533 円
	計	6,987,560,299 円
水道事業会計		244,079,055 円

## 議員派遣の結果報告

- 1 熊本県町村議会議長会（正・副議長研修会）
  - （1）目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
  - （2）派遣場所 熊本県市町村自治会館
  - （3）議題 講演「町村議会実態調査結果の分析から地方創生を考える」  
講師 新潟県立大学 国際地域学部 准教授 田口一博 氏
  - （4）期間 平成27年8月4日（火）

上記のとおり報告する。

平成27年9月7日

芦北町議会議長 寺本修一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成27年第3回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番 水口君及び1番 荒川君の2人を指名します。

-----○-----

#### 第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から9月18日までの12日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの12日間に決定しました。

-----○-----

#### 第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

#### 第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

先月25日には、台風15号の直撃を受け、崩落した土砂や倒木により道路が寸断され、町内各所において集落が一時孤立し、また電柱の倒壊による停電、断水等の被害が多数発生をいたしました。被害を受けられた方々に、心よりお見舞いを申

上げます。

この度の台風接近により、前日の8月24日午後4時に予防的避難情報を、続いて午後7時30分に避難準備情報を発令し、21箇所の避難所を開設して、早めの自主避難を呼びかけました。最終的には133世帯、191人が自主避難をされました。本町におきましては、建物の損壊などがあつたものの、人命に関わる大きな被害は発生しておりません。しかし、報道等でもありましたとおり、水俣市の運送業の男性が芦北町で軽トラックによる配送中に行方が分からなくなり、警察・消防をはじめ、関係機関により全力を上げて捜索を行っていましたが、9月3日午前8時35分、球磨川筋瀬付近で発見され、昼過ぎには本人であることが確認されました。御遺族の方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りするものであります。

なお、今回の台風により発生した停電は、5,500戸、52.5%の世帯が影響を受け、最長で約4日後の29日午後に復旧いたしました。また、農林水産関係36件、公共土木99件で、床下・床上浸水はありませんでした。現在も各担当におきまして、災害復旧に向け迅速な対応を行い、併せて二次被害等の防止に努めているところでございます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。本定例会には、まず平成27年度芦北町一般会計補正予算（第2号）及び（第3号）に係る専決処分の承認2件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成26年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか7件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る認定10件、平成27年度芦北町一般会計補正予算ほか、特別会計4件に係る補正予算、さらに条例の一部改正2件など、合計21件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

**第5 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについての陳情について**

○議長（寺本修一君） 日程第5、陳情第1号「ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて」を議題とします。

それでは、建設経済常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長報告を求めます。元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

平成27年第2回芦北町議会6月定例会において、当委員会に付託され、継続審査としていました陳情第1号、「ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて」につきまして、8月21日に商工観光課長からこれまでの道の駅登録申請状況等について説明を受け、審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

説明で、現状としては、本町及びJAあしきた並びに国土交通省等関係機関で協議は重ねているものの、申請に向けた具体的計画等について、策定準備の段階であるとのことでした。

まず、当委員会では、審査の基準として、1点目は願意が妥当であるか、2点目は実現の可能性があるか、3点目は議会の権限事項に属する事項であるかという3つの観点から審査しました。

その中で、現時点では事業の実現の可能性があるかという点におきまして、今後、関係機関との協議により計画としての熟度が高まり、それらをさらに見据えた上で判断したほうがよいのではないかという旨の意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、陳情第1号の審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

## 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

承認第4号を説明をいたします。

地方自治法第179条第1号の規定により、芦北町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

6月の2日から3日、6月11日、6月30日から7月1日の大雨による災害について、7月8日付けで専決処分をし、補正予算を編成いたしましたので報告をいたします。

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ755万5,000円を追加し、予算の総額98億6,087万4,000円といたしました。

補正の内容を申し上げたいと思います。7ページの事項別明細書を御覧ください。

災害復旧費について、災害復旧事業に採択されない規模の、いわゆる小災害と申し上げますが、農地9件、農業用施設5件の復旧に関わる補助金をそれぞれ231万175円を措置したものであります。いずれも早期の復旧を図る必要があることから、専決処分としたものです。

次に、公共施設災害復旧費は、メガソーラー発電施設の建設が予定をされております御立岬残土処分場の進入路が崩落をしたため、これを復旧するために349万5,000円を措置したものであります。メガソーラー発電の建設スケジュールの関係から専決処分で対応したということであります。なお、財源といたしましては、6ページにありますように、前年度の繰越金を充てております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

-----○-----

## 第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

### 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、承認第5号を説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、芦北町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

平成27年7月23日付けで、6月から7月にかけての大雨による災害復旧事業費を専決処分で補正予算を編成いたしました。

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ249万3,000円を追加し、予算の総額を98億6,336万7,000円といたしました。

補正の内容は、7ページの事項別明細書で御説明を申し上げます。

農地災害74万円、農業用施設災害71万2,000円、公共用施設災害104万1,000円であります。農業災害につきましては、農地が3件、農業用施設が2件、公共土木施設災害につきましては、道路4件が、それぞれ災害復旧事業に該当する見込みでありますので、これらに対する測量設計業務の委託料を措置したものであります。いずれも国の査定を受ける必要があることから、そのスケジュールを勘案をいたしまして専決処分としております。

なお、財源といたしましては、6ページにありますように、前年度の繰越金を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

#### 第8 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第8、報告第4号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、お手元にあります資料、報告第4号というものの1ページをお開けいただければというふうに思います。

報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明します。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経た上で、その意見を付し、議会に報告するものであります。

それでは、それぞれの指標について、お手元の資料に基づいて説明をしたいと思います。

まず、実質赤字比率について申し上げます。これは芦北町の標準財政規模は65億8,969万6,000円でありますけれども、これに対して普通会計の実質赤字額の割合を示す指標でありますけれども、26年度の普通会計に赤字はありませんでしたので、数値としては出てこないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、これは普通会計に加えて特別会計、企業会計の全てを対象とした連結の実質赤字額を標準財政規模で除した値となりますけれども、全ての会計において赤字の決算はしておりませんので、これも同じく数値としては出てこないということでもあります。

次に、実質公債費比率は、普通会計の元利償還金と特別会計、企業会計、一部事務組合、水俣芦北広域行政事務組合でありますけれども、これが負担をします元利償還金に普通会計が町が負担をしました額の合計が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すというものでありますけれども、算定をする過程で分子と分母からそれぞれ元利償還金に係る基準財政需用額算入額などを控除することなどして求め、過去3年間の平均として表しますけれども、この数値が4.4となりまして、前年度は4.7でありますから、0.3ポイント低下をしているということでもあります。

次に、将来負担比率であります。普通会計が将来負担をすべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示す指標であります。分子となる将来負担額は、総額で140億1,173万7,000円となりますけれども、この償還に充

当をすることが可能な基金の総額が45億8,400万円あります。地方債に充当が見込まれる公営住宅使用料などの特定財源が5億4,298万円見込まれます。地方債の現在高に対しまして、基準財政需用額算入見込額、いわゆる借りて、地方交付税で返ってくるという算入見込額が92億693万円見込まれまして、これらをその将来負担額から控除しますと、分子のほうがマイナスになってしまうということになりまして、将来負担費率が数字として今年から出てこないということになります。これはつまり基金総額が十分に確保されていること、臨時財政対策債や合併特例債、過疎債など、将来基準財政需用額に算入される額が大きい有利な起債を活用してきたため、現時点では将来的な負担がないというような結果になっております。

次に、資金不足比率について御説明をしたいと思います。公的非適用企業、いわゆる公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを示すものでありますけれども、法適用企業会計の水道事業と法非適用企業であります簡易水道事業については、それぞれ剰余金がありますし、農業集落排水並びに生活排水事業については、ゼロ決算となっておりますので、いずれも資金の不足を生じていない状況でありますので、数値は現れておりません。

以上のように、いずれも問題となる数字は出ておらず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各種指標からは、芦北町の財政は健全であるというふうに思われます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

-----○-----

#### 第9 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第9、報告第5号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） 報告第5号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を

果たしていくために、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成26年度分の報告書を作成いたしましたので、今回、議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の3ページ、4ページに、事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A B C Dの4段階で行っております。表の下のほうに事務局の評価と学識経験者の意見を踏まえたところの教育委員会評価を示しております。全53事業中、A評価が25事業、47.2%、B評価が28事業、52.8%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、学識経験者の意見につきましては、5ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 中身の云々じゃないんですけども、一番目を通すのに、3ページ、4ページを私は見るんですけども、これが一覧表としてされますが、非常に小さくて見づらいなという感じがいたします。皆さんはいかがでしょう。

そして、でき得ればですね、前年との対比が載っていたら、まだこれはこうなったのかなとか、全部、前年度を見比べたりとかしなければいけないものですから、そういう点、工夫されたらいかがかなと思ったものですから、一応要望として申し上げておきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 要望ですね。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで、報告第5号を終わります。

-----○-----

第10 認定第 1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第 2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第12 認定第 3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第10、認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第19、議案第52号「平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題として委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、監査意見書をちょっと見たんですけれども、その中でまとめの一番裏ですけれども、監査委員意見書のまとめのところですね、中段のほうにありますけれども、財産収入等も貸付収入でメガソーラー等で上がってきておりますし、まちづくり振興基金などの債券運用、国債なんですけれども、してあり、利回りのいいという評価であります。今、銀行預貯金の金利が非常に低

金利である以上、債券運用国債は可能な限りさらに拡大されてもよいと思われるという意見が出ております。私もこの基金のですね、財産調書を見ますと、まちづくり振興基金は約12億5,700万円ほど基金されておりますし、その中で3億9,875万8,000円ですかね、証券としてあります。このまちづくり振興基金は要綱を見ますと、6つの事業に使われるようになっております。7番目にその他町長の必要とするというようなことが書いてありますけれども、これの意見について、町長、どのような今後ですね、運用においては考えをもっておられるのか、この意見書を拝見した中でですね、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの御発言のように、低金利時代でありますし、持てる基金につきましては、これを安全かつ有効に活用していくのがベターであろうというふうに思っております。ローリスク、よりハイリターンのそういうものがあると、それは検討せよということでございまして、今後もその姿勢でいくということでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第52号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

## 第20 議案第53号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（寺本修一君） 日程第20、議案第53号「平成27年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第53号、平成27年度一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算に1億1,084万6,000円を追加し、予算の総

額を99億7,521万3,000円にするものです。併せて地方債の補正も行っております。

それでは、補正の内容を歳出の事項別明細書を用いて説明していきたいと思いますので、10ページを御覧いただきたいと思います。

まず、議会費以下に別紙で人件費の資料というのを付けておりますけれども、2の給料、3職員手当、4共済費の補正をそれぞれの科目において措置をしております。これは4月1日の定期異動により補正の必要が生じたもので、このお手元にあります資料のとおり、一般財源でマイナスの561万7,000円に総額でなるというふうに御理解いただければと思います。それで、以後、人件費を除いた項目について、順次、ページを追って説明をしていきたいと思います。

まず、2款の広報費でありますけれども、104万8,000円は、芦北町の魅力を発信するためのPR動画を作成をするというもの。企画費の561万4,000円の移住・定住ポータルサイト構築委託料とありますけれども、これは芦北町の子育てに関する情報、空き家に関する情報、ふるさと寄附の取組などを総合的に発信するために、専用のポータルサイトを立ち上げるというものでありまして、いずれもタイプ2と呼ばれます地方創生の上乗せ交付金を活用して行う事業であります。

電子計算機605万4,000円につきましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でありますけれども、このネットワーク構築に必要な費用の組替えと、ネットワークを運営をいたします地方公共団体情報システム機構というところへの負担金を措置をしております。

次に、防災対策費の78万円、これは各地区から防犯灯の設置要望が当初予算の想定を超えたため補助金を追加をしたということであります。

次は13ページになります。民生費の高齢者福祉費128万7,000円のうち、25万5,000円は前年度にあらかじめ交付をされておりました社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業費という事業を利用実績に応じて返済をするもの。103万2,000円につきましては介護保険事業の補正に伴いまして一般会計負担分を繰り出すためのものであります。

次は14ページになります。国民年金事務取扱いの中の委託料40万9,000円、これは平成28年7月から施行されます納付猶予の新たな制度に対応するシステムの改修に係る経費であります。

次は、衛生費のうち生活排水対策事業の500万6,000円は、人事異動による人件費を賄うため、生活排水、農業集落排水の、それぞれの特別会計に繰り出すものであります。先ほど申し上げましたけれども、一般会計では561万7,000円の減額、そして特別会計では500万6,000円が増えたというふうな形に

なっているというふうに御理解いただければというふうに思います。

15 ページ、農業委員会費におきます5万2,000円、これは前年度に実施をいたしました農家台帳システムの改修に要した費用の残額を国庫に返納をするものであります。

次に、農業振興費3,243万9,000円のうち、2,960万6,000円につきましては、JAあしきたが本年度から熊本県のモデル事業を活用して農業経営に算入をする予定でありますけれども、この事業に地方創生の上乗せ交付金タイプ1というものの財源を、これを財源に補助金として支出するものであります。

土地利用型農業競争力強化支援事業補助金341万9,000円につきましては、農業生産法人百木ファームが行いますコンバインの導入に熊本県の補助金を充てるものであります。

次に、熊本稼げる園芸産地育成事業の1,899万4,000円の追加と、次のページにあります強い農業づくり交付金2,393万8,000円の減額につきましては、当初予算において強い農業づくり交付金のほうで措置をしておりましたデコポシハウスの補助事業が不採択になりました。その代わりに単県事業の稼げる園芸産地育成事業が採択になりましたので、その事業に組み換えたということであります。

次の多面的機能支払公金435万8,000円につきましては、集落協定の参加組織と協定面積が追加をされたために補正をしたものです。

農業施設事業費の40万円は、広域農道において大雨を原因とする被害が発生しておりましたので、それに対する修繕料を措置したものであります。

農業施設管理費の36万6,000円は、湯浦の多目的研修センター調理室のガスの改修費用であります。

次に、林業振興費の172万円は、有害鳥獣被害対策として実施しております防護柵の設置事業要望が当初予算額を大幅に上回る見込みとなったためであります。

次に、林道費80万1,000円は、白木地区にあります町管理の林道金ヶ本線において路肩の崩落が発生したため、修繕を行う費用であります。

次17ページ、御立岬公園費の834万9,000円につきましては、温泉施設の売店やレストランのエアコンなど、緊急を要する修繕を行うものと、浴室脱・衣場エアコンを買い換えるための費用を措置いたしました。

18ページをお開きください。道路維持費の270万円、これは6月、7月の長雨で軽微な修繕が多数発生をいたしましたので、今後見込まれる修繕料に不足が生じる恐れがあるため追加をいたしました。

19ページ、道路新設改良費159万6,000円の委託料は、肥後田浦駅近くの3号線と町道宮浦線の交差点改良に、用地の見込みが立ったことから、来年度の

工事着工を目指し測量設計を行うための費用を措置いたしました。

次に、河川改良費の180万円は、道路維持費と同じく、今後の軽微な修繕料が不足する見込みとなったことから追加をしたものであります。

8款消防費、消防施設123万7,000円につきましては、防火水槽の積載費用の改定と、設置箇所が1箇所増加したことによるものであります。

災害対策費499万7,000円のうち、消耗品費の152万7,000円は、自主防災組織が新たに17箇所設立の見込みとなったため、ヘルメット等を購入する費用を追加したものであります。347万円につきましては、地方創生交付金を活用して法律に基づきます空き家情報の調査を行うものであります。

次は、23ページになります。農地災害復旧費の481万1,000円は、7月21日から22日の雨で発生をいたしました3件の農地災害の復旧費であります。

農業用施設災害復旧費360万円は、農道2件の復旧費です。

林道施設災害復旧費266万円は、林道井牟田線の法面崩落に対する応急工事に関わる費用であります。

次、24ページをお開きください。公共施設災害復旧費の356万6,000円は、佐敷城跡西側の道路法面崩落箇所の復旧に関わる測量設計費であります。佐敷城は国指定の文化財であるため、復旧にあたって文化庁との協議が必要となります。本年度は設計までを行い、来年度復旧工事に入る予定であります。

公共土木施設災害復旧費1,972万1,000円は、道路4件、河川1件の復旧費です。

以上が歳出の概要であります。

次に、続きまして歳入を申し上げます。8ページにお戻りいただきたいと思っております。

災害復旧分担金の72万2,000円、農地等農業用施設の復旧事業に関わる受益者の分担金であります。

国庫支出金の災害復旧費国庫負担金1,137万7,000円は、建設課が行います公共土木災害復旧に対する国庫からの負担金です。工事費の3分の2を見込んでおります。

総務費国庫補助金5,666万6,000円のうち1,706万円は、マイナンバー制度システム整備に伴う補助金であります。3,960万6,000円は地方創生先行型の交付金で、そのうちの1,000万円がPR映像の作成、移住・定住ポータルサイト、空き家調査に充てられるタイプ2といわれるものの交付金、残りの2,960万6,000円がJAが行います農業算入事業に充てますタイプ1の交付金という内訳です。

消防費の国庫補助金269万3,000円は、防火水槽の設置に関わるもの、教育費国庫補助金249万5,000円は、佐敷城跡と災害復旧工事の設計委託に対する文化庁からの補助金であります。

民生費委託金の40万9,000円は、国民年金の制度改正に伴いますシステム改修に対する国の委託金です。

次、9ページです。農林水産業費県補助金は91万5,000円の減額となっておりますが、内容は先ほど申し上げました強い農業づくり交付金が不採択となったため、1,709万9,000円を減額して、その代わりに単県事業として熊本稼げる園芸産地育成事業に組み換えたことと、多面的支払交付金並びに農業生産法人が導入するコンバインの補助金を追加した3件の合計が1,618万4,000円となりますが、その差額がマイナスの91万5,000円ということであります。

次に、消防費県補助金の85万円、これは新規設立予定の自主防災組織17地区に対します県からの補助金であります。

災害復旧費県補助金700万円のうち376万円は、農地災害復旧で事業費の80%を見込んでおります。

施設災害の324万円については、90%を見込んだ額であります。

次に、繰入金64万6,000円は、介護特別会計からのものでありまして、広域行政事務組合が前年度に行った事業の清算金を一般会計へ戻し入れを行うものであります。

次に、18款の繰越金がありますが、これは後回しにいたしまして、その下の20款町債560万円につきましては、公共土木災害復旧費に対して起債を充てる措置をしたということであります。

以上、これまで説明した財源の合計が8,754万3,000円となります。歳出合計からこれを差し引き、2,430万3,000円を、後回しにしました18款の前年度繰越金で充てるというような予算構成にしております。

最後に、地方債の補正を申し上げたいというふうに思います。公共土木施設災害復旧事業として560万円を措置いたします。起債の方法や利率、償還の方法は、表のとおりであります。なお、この起債は充当率が100%で、元利償還金に対する交付税算入は95%となっております。

以上で説明を終わります、よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 再確認をいたします。

11ページ、2、3ですけど、一つは芦北町移住・定住ポータルサイト構築委託

料561万4,000円、これは国費がほとんどだと思いますが、この中で先ほど説明で、ふるさと納税等も一応構築されるという話でしたが、それがどうかということが1点。それから、社会保障・税番号制度ネットワーク構築委託料、これはもうナンバー対応だろうと思いますが、再確認。それから、地方公共団体情報システム機構負担金、これもマイナンバー関連だと思いますが、確認をお願いします。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） まず、移住・定住ポータルサイトについての内容を申し上げたいと思いますけれども、芦北町の住みやすさや居住環境について特化をいたしまして、全国へ発信をし、移住や定住に関心のある人、そしてまた芦北町事態に関心のある人へのアプローチができるような内容とした専用のポータルサイトを立ち上げる。その中に空き家情報でありますとか、子育てや教育に関する情報、既に移住をされている方々の芦北町に対する声とか、それと先ほどおっしゃいましたふるさと納税等についても、明日、一般質問が出ておるようでございますけれども、その調査検討に関する費用を委託料を措置したということであります。

そして、残りのネットワーク構築委託料につきましては、おっしゃるとおり、マイナンバー制度に対する委託料でありまして、その下の地方公共団体システム機構といいますのは、そのマイナンバー制度を運営をする会社、運営をする機構、組織でありまして、それに対する負担金を措置をした。いずれもこれにつきましては国庫補助金を充てるということになっております。以上であります。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 2番、3番、例えば今言いました社会保障・税番号ネットワーク、それから地方公共団体情報システム関連につきましては、明日また、ここは質問するかどうか分かりませんが、一般質問を予定しておりますので、これについては割愛しますが、今、構築の中身を御説明いただきましたが、ふるさと納税等についてもですね、明日、一般質問が出ておりますが、舵を切られたのかなというふうに判断をいたしますが、町長のそういうことであれば、ふるさと納税のものには大賛成をいたしておりますので、主役は町民でございますし、非常に期待をしているところでございますが、町長のその理由、どのような理由でそういう方向で舵を切られたのかということと、決断はいつ頃されたのかということをお尋ねします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず一つは、このふるさと納税に対する国の対応、これが変わってまいりました。それと、地元のJAをはじめとする各種経済団体から、地域活性化につながる、それぞれの組織団体の所得の向上にもつながっていくということ

で要望も正式に上がってまいりました。そういうのを総合的に勘案いたしまして、いたずらにですね、この贈答合戦に与みすることなく、芦北町独自の取組で検討ができないかということで指示をいたしておるところでございます、その結果次第です、その報告次第、あるいはこの予算で組んでおりますが、その結果次第では、どうするかはまだ決めてないところでございますが、判断の資料にいたしたいというふうに思っておりますが、そういう方向でですね、理念を違うことなく、この目的が達成できればなということでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 第21 議案第54号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第21、議案第54号「平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

それでは、議案第54号、平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1,217万6,000円を追加、総額を36億8,217万6,000円とするものでございます。

今回は、支援金の確定に伴う増額、または26年度の精算償還金に係るものでございます。

議案の7ページをお願いします。歳出から御説明します。

款1の総務費の委託料6万5,000円は、平成30年度から運営主体が市町村から県へ移管されるため、その準備の国民健康保険税システムの改修委託料です。

次の後期高齢者支援金の負担金補助及び交付金49万1,000円は、今年度の後期高齢者支援金の確定に伴う増額です。

前期高齢者納付金の負担金補助及び交付金4万6,000円は、今年度の前期高齢者納付金の確定に伴う増額です。

12諸支出金の償還金利子及び割引料1,157万4,000円は、平成26年度特定健診及び療養給付費に係る精算償還金です。

6ページをお願いいたします。款4県支出金の6万5,000円は、国民健康保険税システム改修県補助金です。

款10繰越金の1,211万1,000円は、補正財源として前年度繰越金を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 第22 議案第55号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第22、議案第55号「平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） それでは、議案第55号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明します。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,380万8,000円を追加し、総額を21億6,146万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましても、実績見込みによる増額、または前年での精算償還金

等のものでございます。

最後のページの8ページを御覧ください。歳出から御説明いたします。

款2保険給付費の負担金補助及び交付金262万2,000円は、実績見込みによる居宅介護住宅改修負担金の増額です。

款4地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費の負担金補助及び交付金538万円は、実績見込みによる介護予防ケアマネジメント負担金の増額です。

同じく、款4地域支援事業費、項4その他諸費の役務費16万5,000円は、実績見込みによる審査支払手数料の増額です。

款5諸支出金の償還金利子及び割引料498万8,000円は、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担金等の精算償還金です。

同じく、諸支出金の繰出金64万6,000円は、平成25年度の水俣芦北広域行政事務組合の精算額を一般会計へ繰り出すものです。

続きまして、6ページの歳入について御説明いたします。

款3国庫支出金の介護給付費負担金52万5,000円は、介護給付費に係る国庫負担金です。

同じく、款3国庫支出金の目1調整交付金27万1,000円は、介護給付費に係る国庫補助金です。

目2地域支援事業交付金134万5,000円は、介護予防生活支援サービス事業に係る国庫補助金です。

目3地域支援事業交付金6万4,000円は、審査支払手数料に係る国庫補助金です。

款4支払基金交付金の目1介護給付費交付金73万6,000円は、介護給付費に係る交付金です。

節2の過年度分132万2,000円は、平成26年度の介護給付費の確定に伴う交付金です。

目2地域支援事業支援交付金150万6,000円は、介護予防生活支援サービス事業に係る交付金です。

款5県支出金、項1県負担金の介護給付費負担金32万8,000円は、介護給付費に係る県負担金です。

節2の過年度分382万1,000円は、平成26年度の介護給付費の確定に伴う県負担金です。

款5県支出金、目2県補助金の目1地域支援事業支援交付金67万2,000円は、介護予防生活支援サービス事業に係る県補助金です。

同じく、目2地域支援事業支援交付金3万2,000円は、審査支払手数料に係

る県補助金です、

款6繰入金の目1介護給付費繰入金32万8,000円は、介護給付費に係る一般会計繰入金です。

目2地域支援事業繰入金67万2,000円は、介護予防生活支援サービス事業に係る一般会計繰入金です。

目3地域支援事業繰入金3万2,000円は、審査支払手数料に係る一般会計繰入金です。

款7繰越金の215万4,000円は、補正財源として前年度繰越金を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 第23 議案第56号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第23、議案第56号「平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第56号、平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,214万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動及び共済組合負担金等の財源率変更によるもので、職員給与費の補正でございます。財源といたしましては、一般会計

繰入金を計上しております。

詳細につきましては、6ページからの記載のとおりでございます。

給与費の内訳につきましては、8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 第24 議案第57号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第24、議案第57号「平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第57号、平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ316万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,916万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員の人事異動及び共済組合負担金等の財源率の変更によりますもので、職員給与費の補正でございます。補正財源といたしまして、一般会計からの繰り入れを計上しております。

詳細につきましては、6ページからの記載のとおりでございます。

給与費の内訳につきましては、8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 第25 議案第58号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第25、議案第58号「芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第58号、芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

マイナンバー制度に関する法律である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の特別法として制定されました。

マイナンバー制度では、住民票を有する住民一人一人に12桁の個人番号が付番されます。マイナンバー制度は、社会保障・税番号制度ともいいますが、このマイナンバーを使って国の機関や地方公共団体などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうかを確認する社会基盤とされています。このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、社会保障、税、災害対策の3分野の事務で活用することとされています。マイナンバーをその内容に含む個人情報を特定個人情報といいますが、番号法第31条において、地方公共団体に対し、この特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するための必要な措置を講ずるよう求められていることから、条例を改正するものです。

主な改正内容は、特定個人情報などの定義の追加、特定個人情報の利用及び提供の制限規定の追加、任意代理人による特定個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

に関する規定などを追加しているものです。

附則として、この条例は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日である平成28年1月1日から施行することとし、第23条の次に1条を加える改正規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとしています。また、施行前の行為に対する罰則の適用について、経過措置を規定しています。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 第26 議案第59号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第26、議案第59号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第59号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の補正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の追加となります。

また、今回の改正に併せまして、戸籍証明書の無料交付に該当する法令の整理を行いました。具体的には、改正条例を3条立てとしております。

まず、1ページの下段の2条から説明いたします。2ページ上段になりますが、通知カードの再交付規定を別表中のふれあいカードの次に追加しています。そして、中程の第3条で住民基本台帳カードの交付を個人番号カードの再交付規定に改める

こととしています。再交付手数料については、通知カードが500円、個人番号カードは800円となります。なお、住民基本台帳カードは平成28年1月以降、交付しないこととなります。

戻りまして、1ページの第1条の規定は、戸籍証明書の無料交付に該当する法令等を整理したものです。従前の条例の24号までのうち、5法令に係る条文の整理を行い、25号から32号まで8号を追加したものです。

続きまして、2ページ下段を御覧ください。附則で第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の通知カードの再交付の規定は平成27年10月5日から施行し、第3条の個人番号カードの再交付の規定は平成28年1月1日から、第2条、第3条、番号法の施行日に合わせて施行することとしています。

なお、提案理由については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞でした。

—————○—————

散会 午前11時08分

## 平成27年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年9月8日

午前10時 開議

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

#### 第1 一般質問

(散会)

### 2 出席議員（15人）

1番 荒川 知章 君

3番 宮内 道則 君

5番 古村 逸男 君

7番 草野 安道 君

9番 元山 秀志 君

12番 川尻 成美 君

14番 岡部 恵美子 君

16番 寺本 修一 君

2番 坂本 登君

4番 寺本 順一 君

6番 白坂 康浩 君

8番 前田 徹一 君

11番 平松 洋一 君

13番 藤井 公明 君

15番 水口 宣之 君

### 3 欠席議員（1人）

10番 宮尾 秀行 君

### 4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹崎 一成 君

教育委員長 澁谷 百錬 君

総務課長 山元 信作 君

税務課長 楠原 清照 君

福祉課長 宮下 祐一 君

商工観光課長 園川 民夫 君

上下水道課長 坂道 征一 君

田浦基幹支所長 溝下 博行 君

副町長 藤崎 正司 君

教育長 竹浦 裕道 君

企画財政課長 柳田 豊彦 君

住民生活課長 一丸 喜八郎 君

農林水産課長 藤井 哲郎 君

建設課長 下田 研 君

会計管理者兼  
会計室長 井手口 浩二 君

教育課長 大塚 雄二 君

生涯学習課長 江上 繁 君 農業委員会  
事務局 告畑 一彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩間 睦生 君 次長(課長補佐) 福田 貴司 君

### 平成27年第3回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 「まち・ひと・しごと創生法」 地方版総合戦略 及び新型交付金 について	<p>1 平成27年6月定例会における私の地方版総合戦略の策定に関する一般質問の中で、「総合戦略策定に向け産業別ヒアリングを実施した。これからヒアリング内容等の分析をして報告をする。」という旨の答弁があったが、その分析結果はどうなっているのか。</p> <p>2 政府のまち・ひと・しごと創生本部は、平成27年8月4日に地方創生の柱として、来年度に創設する新型交付金を1,000億円規模にする基本方針を決定した。これは、今後における町の行財政運営にどのような関係があると考えられるのか。</p> <p>3 地方版総合戦略が策定されるが、その中に盛り込まれる事業は、新型交付金の対象になると思われる。しかし、交付対象にならない事業はどうするのか。</p> <p>4 まち・ひと・しごと創生基本方針2015「ローカル・アベノミクスの実現に向けて」が平成27年6月30日、閣議決定されているが、その中の、Ⅲ．地方創生の深化に向けた政策の推進の中にある農林水産業の成長産業化は、今後における町の農林水産業振興にどのような関係があると考えられるのか。</p>	町長及び 担当課長

		2 町道山神線の改修について	<p>町道山神線は、改修が一部行われているが、傷みの激しい箇所がまだ見受けられる。</p> <p>住民から早急に改修して欲しいという要望を聞いているが、この路線に対し本年度改修計画はあるのか。</p>	町長及び担当課長
		3 堆肥原料の運搬に伴う悪臭対策について	<p>堆肥原料をトラックに積載し堆肥製造所等へ運搬しているが、その運搬路線において荷台から一部落下した堆肥原料が飛散し、沿線に悪臭をもたらして非衛生的でもある。</p> <p>住民から堆肥原料を運搬する際、環境衛生対策として荷台に落下防止のシートを必ず被せるなどの指導をして欲しいという声があるがいかがか。</p>	町長及び担当課長
		4 防災行動計画（タイムライン）について	<p>地球温暖化などにより災害が巨大化し、局地的に大きな災害が頻発している。このような中で国土交通省は、新たに防災行動計画（タイムライン）の策定・活用指針の作成のような取り組みを推進するとしている。これを参考に町も取り組む考えはないのか。</p>	町長及び担当課長
2	古村逸男	1 町道射場芦北線整備事業について	<p>平成25年12月定例議会で、町道射場芦北線整備事業に関して一般質問を行った。その際、担当課長から平成27年度から工事着工を予定していると答弁されている。</p> <p>① 現時点での進捗状況はどうか。</p> <p>② 今後の計画はどうか。</p>	町長及び担当課長
		2 ふるさと納税制度の取組みに	<p>国では、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると</p>	町長及び担当課長

		について	<p>の観点から、政府の最重要課題となっている「地方創生」を推進するため、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税制度の拡充が行われた。</p> <p>本町でも、国の動向に合わせて、ふるさと納税制度を活用した取組みを、積極的に行う必要があるのではないかと思われる。</p> <p>① 過去3年間における国内、県内、本町ふるさと納税額の推移はどのようになっているのか。</p> <p>② 国は、ふるさと納税制度を地方創生の推進、特に雇用、産業振興の観点から大きな柱の一つと考えているが、本町の取組内容を拡充する考えはないか。</p>	
3	川尻成美	1 選挙権年齢の引き下げに伴う対応について	<p>公職選挙法が改正され、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられた。このことでさまざまな対応が迫られる。</p> <p>① 選挙権年齢が引き下げられた18歳以上を含め、選挙への関心をどのように高めるのか。</p> <p>② 学校教育の場で、選挙に関する教育をどのように考えているのか。</p>	選挙管理委員会委員長 又は書記長 教育委員長
		2 戦後70年。戦争に関することを風化させない対応について	<p>戦後70年の節目であるが、戦争に関する記憶や教訓などが風化しつつあると思われる。</p> <p>① 学校教育での体験学習として、児童生徒へ戦争と平和などに関し、戦争体験者等による体験談や読み聞かせの場を</p>	教育委員長

			<p>考えてはどうか。</p> <p>② 戦争の記憶と多くの教訓などを風化させないため、町の施策は考えていないのか。</p>	町長
		3 健康寿命年齢アップへの対策等について	<p>① 世界保健機構（WHO）や厚生労働省が発表している健康寿命年齢があるが、本町では、保健関係事業の資料などとして、男女別健康寿命年齢は算出されていないのか。</p> <p>② 健康増進のための施設（スポーツジム等）を整備する考えはないのか。</p>	町長  教育委員長
4	平松洋一	1 マイナンバー制度の対応等について	<p>平成25年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が制定された。これに対する本町の対応はどうなっているのか。</p> <p>1 マイナンバー制度の効果として、行政事務の効率化とあるが、本町における効果はどのようなものが考えられるのか。</p> <p>2 準備等について</p> <p>① 条例などを整備する必要はないのか。</p> <p>② 国民一人ひとりが持つ12桁のナンバーはどのような付け方をするのか。</p> <p>③ 制度及び電算システムを総合的に統括する部署はどこか。</p> <p>④ 電算システムの改修状況はどうなっているのか。</p> <p>3 対応等について</p> <p>① 平成29年1月からマイナポータルが導入される</p>	町長及び担当課長

			<p>が、本町を含め行政の個人情報やりとりは、どこに記録し、管理されるのか。</p> <p>② 複数の機関に属する個人の情報が集められることになり、より一層の個人情報保護が重要になるが対応はどのようにするのか。</p> <p>③ 電算システム障害等への対応はどのようにするのか。</p> <p>④ この制度に関しては、町広報紙などで、お知らせしてあるが、さらなる周知徹底の必要はないのか。</p>
--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

宮尾君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

## 第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可をいただき、4項目、質問いたします。

質問の前に、先月25日、台風15号により犠牲になられた方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。芦北町のおきましても、昼夜を問わず、被害の実態調査に奮闘され、状況を把握し、停電や町道の復旧、倒木の処理など、迅速に復旧対応され、現在も御尽力いただいています。町長をはじめ、役場職員、関係者の皆さまの御努力に心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。1、まち・ひと・しごと創生法、地方版総合戦略及び新型交付金についてお聞きします。

①平成27年6月定例会における私の地方版総合戦略の策定に関する一般質問の中で、総合戦略策定に向け、産業別ヒアリングを実施した。これからヒアリング内容の分析をして報告するという趣旨の答弁がありましたが、その分析結果はどうなっていますか、お答えください。

②政府のまち・ひと・しごと創生本部は、平成27年8月4日に地方創生の柱として、来年度に創設する新型交付金1,000億円規模にする基本方針を決定しました。これは今後における町の行財政運営にどのような関係があると考えられますか、お答えください。

③地方版総合戦略が策定されていますが、その中に盛り込まれる事業は新型交付金の対象になると思われます。しかし、交付対象にならない事業はどうしますか、お答えください。

④まち・ひと・しごと創生基本方針2015「ローカル・アベノミクスの実現に向けて」が平成27年6月30日、閣議決定されていますが、その中の「Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進」、農林水産業の成長産業化は、今後における町の農林水産業にどのような関係があると考えられますか、お答えください。

2番目の質問をいたします。町道山神線の改修についてお聞きします。町道山神線は改修が一部行われていますが、傷みの激しい箇所がまだ見受けられます。住民から早急に改修してほしいという要望を聞いていますが、この山神線に対し本年度改修計画はありますか、お答えください。

3番目の質問をいたします。堆肥原料の運搬に伴う悪臭対策についてお聞きします。堆肥原料をトラックに積載し、堆肥製造所等へ運搬しているが、この運搬路線において荷台から一部落下した堆肥原料が飛散し、沿線に悪臭をもたらし、非衛生的でもある。住民から堆肥原料を運搬する際、環境衛生対策として荷台に落下防止のシートを必ず被せるなどの指導をしてほしいという声がありますがいかがでしょうか、お答えください。

最後の質問をいたします。防災行動計画（タイムライン）についてお聞きします。地球温暖化により災害が巨大化し、局地的に大きな災害が頻発しています。このような中で、国交省は新たに防災行動計画（タイムライン）の策定・活用指針の作成のような取組を推進するとしています。これを参考に、町も取り組む考えはありますか、お答えください。

以上で本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えをいたします。

質問の4番目、防災行動に関するお尋ねでございます。本町におきましては、各関係機関からの情報、あるいは気象予警報をもとに防災対策に取り組んでおり、タイムラインに沿った防災行動は既に実施をしております。

なお、残余の質問については、各担当課長より答弁をさせます。以上であります。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、私のほうから、まち・ひと・しごと創生法、地方版総合戦略及び新型交付金についての4つの質問についてお答えをいたします。

1の分析結果に関する質問でありますけれども、産業別のヒアリングでありますとか、推進委員などからの、各分野で課題などの御意見が出ております。その課題

を分類いたしますと、農林水産業においては、後継者支援、ブランド化、販路拡大、担い手不足など、商工業の分野においては、起業・創業、販売促進の支援などでありまして、また移住・定住の分野では、空き家の確保や情報発信などであります。そのほか子育て、観光、社会資本、地域づくりなどの分野でもそれぞれ課題が出されております。現在、これらを総合的に勘案して、総合戦略の検討を進めているというところであります。

次に2について、先日、28年度は交付金で1,080億円、事業費規模で2,160億円という報道がありました。現段階ではどのような事業に、どのような形で交付されるか全く情報がありません。ただ、交付金規模で1,080億円ということは、全国の約1,800の市区町村と47都道府県で単純に平均いたしましても、5,000万円に満たない程度ということになりますので、町の財政面には大きな影響はほとんどないというふうに思っております。

3につきまして、地方版総合戦略は先の全員協議会や6月定例会で申し上げましたとおり、芦北町の最上位計画であります第二次総合計画の中から地方創生の理念に合致するものを抽出あるいは拡充・立案しながら組み立てることが基本となります。総合戦略に沿って実施していく事業が、全て交付金の対象になるということは全く担保されておりません。本町のまちづくりを進めるに必要な事業であれば、交付金如何によらず、実施に向けて検討がなされていくものと考えております。

最後に4番につきまして、農林水産業成長産業化の推進という項目をよく見ますと、具体的な取組といたしまして、需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化など、林業の成長化、漁業の持続的発展という4つの理念が掲載されているに過ぎません。対象事業の明示はされておられませんので、現段階では判断いたしかねます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 町道山神線の本年度改修計画についての御質問でございますが、本年度は局部改良工事を予定しております。工事概要としまして、延長が約70mで、山切り、法面保護工、舗装工を予定しております。以上です。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 3番目の堆肥原料の運搬に伴う悪臭対策についてにお答えします。現在、町が契約しています堆肥工場の状況について、町内2業者へ聞き取り調査を行いましたところ、運搬は落下防止車両、または水漏れ防止車両を使い運搬しており、その他の車両については落下防止シートをかけて運搬しております。落下することはほとんどないというふうに思われます。落下した現場などの情報を教えていただければ、即対応をしたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 総合戦略①の2回目の質問をいたします。

今回、地方版総合戦略の策定で一番良いことは、戦略策定に取り組む過程がまちづくりに活かすことができるのではないかということです。担当課長にお聞きします。平成26年12月27日付けで内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部から内閣審議官名でまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、各都道府県知事に通知が出されています。その最後に、貴都道府県内の市町村長に対しても、この旨、周知をお願いしますと記載されていますので、当然、県から知らされ、通知内容は承知のことと思います。この通知は地方版総合戦略策定にあたっては、国の総合戦略を勘案するとされ、人口ビジョンの事項も含め、留意すべき事項を別紙に示しましたとして、その趣旨を十分御理解の上、総合戦略の策定をお願いしますという趣旨の通知です。その別紙に基本的考え方、地方版総合戦略3、記載事項の中の7ページに（4）客観的効果検証の実施とあり、最後の部分に、なお、当該検証機関による検証にあたっては、必要に応じ住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。

それと、8ページに4、地方版総合戦略の改定として、地方版総合戦略は検証機関による検証に加え、施策の効果等について各地方公共団体の議会における審議も踏まえ、必要に応じて改定するものとする書かれています。これまでの議会で国の指針に基づいて仕事を進めると答弁されていますので、次の質問をするのに、国の通知内容にこの部分が記載されていることの確認をしたいと思います。お答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） ちょっと質問の意味が飲み込めませんので、もう一度お願いいたします。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 国の通知が来ていると思いますので、今、私が申したようなことが記載されているのを確認されていると思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 当然であります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 国の通知内容に、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられ、必要に応じて改定するものということは、総合戦略を決められた機関に提出して、1回作れば終わりじゃないということのようです。今回の地方版総合戦略の策定は、本当に町民と

一緒にまちづくりを考える絶好のチャンスです。事前に議長を通して資料請求している、先ほど答弁されました、町が行った産業別ヒアリングの主要意見を見てみますと、地域おこしの宝物がいっぱいあります。例えば、地元高校生から採用の優遇措置、企業紹介の機会創設など意見が寄せられています。今後、高校生と中学生も含めて、直接話を聞く機会を作れば、もっとたくさんの意見が聞けて、どうしたら芦北町に残りたいか、どんな仕事があったらいいか、どんな町にしたいかなど、斬新なアイデアが聞けて、いろんな方向性が見えてくるのではないのでしょうか。また、農業者の方、林業者の方、漁業者の方からも声が上がっています。この方々からも今後直接、具体的な話を聞き、これを戦略に反映させれば、より充実した総合戦略になり、芦北町がさらに発展する方向が見えてくるのではないのでしょうか。産業別ヒアリングの主要意見は、町民の希望であり、実現に向け、さらに具体的内容にするために、今後も直接意見を聞く考えはありますか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 総合戦略を作る大前提として、幅広い意見の汲み上げというものがなされておりますので、それを前提として産業別のヒアリングでありますとか、高校生へのアンケート、住民へのアンケート、そして戦略会議のメンバーの方々からの意見を今まで聞いてきた、それを基にこれから戦略を練り上げていくということでございます。

それと、今後のことにつきましては、それともう一つ、この5年間の総合戦略を実施するにあたっての大前提が、数値目標を定めて、5年間のPDCAサイクルによる検証をして見直しをなさいたいということが大前提になっておりますので、今、御指摘されたことは、当然、頭に入れてやるということでありまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） よろしく申し上げます。次に、先に④の再質問をします。

私もこの政府の閣議決定を読みました。目新しい政策は打ち出されていないようですが、その中で唯一、私が目に付いた項目は、鳥獣害対策の強化の項目です。捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等の利用の推進など、鳥獣害対策を強力に推進するという部分です。捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等の利用の推進などが実現できれば、農作物や山林の樹木の被害も減り、雇用や経済効果も期待できます。私は、これまでの議会の一般質問で町民の声をもとに、鳥獣被害対策、捕獲の強化、ジビエ食肉加工の活用など提案してきました。6月議会で私の具体的提案に対し、「具体的な事業につきましては今後総合的に検討していく。今の段階でどう論評することはで

きない。」と答弁されました。

そこでお聞きします。これまで取り上げてきた町民の声をもとに、鳥獣被害対策、捕獲の強化、ジビエ食肉加工の活用など、具体的提案は国の鳥獣害対策を強力に推進するという、捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等の利用の推進など、政府が閣議決定した基本方針と合致しています。国の指針に基づき仕事を進めるといふなら、前向きに個別的なことも、この間、議論されたのか具体的内容をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 戦略を策定する以前に、捕獲事業の強化でありますとか、捕獲従事者の育成・確保という点では、芦北町内で今まで従来やってきておりますし、今後それはやっていくべきだろうと思います。ただし、この総合戦略に絡んで捕獲事業の強化と確かに明記をしてありますが、捕獲事業の強化というのは何を指すのか、具体的な事業が分からないと繰り返し言っているわけでありまして。この中でどういう上限が付くか、交付要綱等を見ないと、実際それが合致するかどうか分からないということを言っているわけです。そここのところを理解していただいて御質問をしていただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） もっと大きな視野で、この戦略策定を見ています。それを踏まえて②の新型交付金について2回目を質問をいたします。

新型交付金がどのように決定しようが、総合戦略を策定しなければ配分されません。町は国の指針に基づき仕事を進めるとしてあります。平成31年までの5か年で取り組む基本的な方向と、具体的な施策を示す総合戦略を短期間での策定は大変なことだと思っております。この短期間問題を解決するヒントが内閣府地方推進室の地方版総合戦略策定のための手引きの6ページ、3-4「具体的な施策項目に全てが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であっても、効果の高いものが含まれていても、差し支えありません。」と書かれています。先ほど答弁で、総合計画をもとにと言われたとおりです。地方版総合戦略の策定は今年中です。これまで芦北町総合計画に基づき、少子化対策や産業振興策などやってきていますから、これ以上の新規事業を短期間にまとめるのは難しいのが現実ではないでしょうか。現在、芦北町が取り組んでいる18歳までの子ども医療扶助費は、地方版総合戦略の基本目標の3番目にある、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるの項目に合致しています。これを総合戦略に入れておき、新型交付金が来ることになれば町が投入していた26年度決算で5,280万6,490円のうち、県負担の364万6,490円を差し引いた4,916万3,490円の町負担が浮

くこととなります。これは一つの例です。町が現在行っている事業の中から地方創生に関する事業を選び出し、名前を変えて創生事業として戦略に入れ、期限内に提出し、新型交付金を受けることを考えてはどうでしょうか。交付金を受けることができれば、町が負担していた分が浮くこととなります。この浮いた分を基金にしておき、町民の声を丁寧に聞き反映される時間を稼ぎ、事業案がまとまったらこの基金を使うという提案です。この知恵は片山元総務大臣が「世界」という雑誌で述べられた部分を引用したものです。

ここで町長にお聞きします。総合戦略策定のための手引きや、片山元総務大臣の話からも、現在、町が実施している事業の中から地方版総合戦略の基本目標に合致するものは、総合戦略に入れておくことが得策と思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

それと、これまで私が議会で提案してきた町民の声をもとに地方版総合戦略の基本方針に合致している政策提案は、総合戦略に入れておいていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまで企画財政課長が答弁してきましたが、その中にも回答は入っておりますので、今一度、御再考いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 今、町長の答弁にですね、付け加えさせていただきますが、先ほど議員のほうから御提案のあった事業とかを総合戦略に入れると、それが全て交付金の対象になるということではないのであります。もう一回申し上げますが、新型交付金の前提となりますのは、官民共同や地域連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成などの観点で、よその市町村に比べて先駆性があるもの、そして地方自らが既存事業の隘路を発見し、打開する取組であること、先駆的優良事例の横展開を進める事業であることという大前提があることです。その事業が、今おっしゃった子ども子育てとか、そういう事業がそのような組み立てに合致すれば交付金が来るということで理解いただけませんか。

それと、もう一つ申し上げますが、総事業費で2,160億円という数字が出ましたが、これは交付金としまして単純に考えますと、どういう交付の仕方をするかわかりませんが、単純に考えますと、2分の1の補助率ということですので、この新型交付金が特別な交付金ではないわけです。普通の補助金でも50%、2分の1の補助金なんです。ですから、そのようなところを、またどういう交付のされ方をされるかわかりませんのでですね、具体的な事業の展開とか、今の段階では全く申し上げられないと繰り返し言っているわけでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） そういうことは分かって質問しているんです。次に入れば分かってもらえると思います。

③の対象にならない事業について、2回目の質問をします。町長は、以前、20年前から人口減少や地域衰退への危機感を感じ、これまで芦北町総合計画を実践して取り組んでおり、国が今頃になって地方創生を言うのは遅すぎるという趣旨のことを言われました。確かに私もそう思います。しかし、町は一生懸命頑張ってきたけれども、人口減少、高齢化、地域の衰退などが進んでいます。その原因の多くは国に責任があるのは当然です。しかし、ここで考えていただきたいことは、町が過去何回となく策定してきた芦北町総合計画や過疎対策などが人口減少、地域衰退に有効だったか否かを検証する必要があると思います。町は懸命に努力されてきましたが、現状は人口減少や地域の衰退を食い止めることはできていないのではないのでしょうか。町としてその原因を探求し、英知を結集して町民とともに考える必要があると思います。これまで町は全住民参加の視点が希薄だったのではないのでしょうか。住民参加といっても、住民アンケートは有効ですが、参加者が地域の有力者や各種団体の代表者だけだったりすれば、一般住民の意見を十分に反映できないだけでなく、住民の中に計画を実行・実践する意欲も責任感も生まれません。住民参加とは計画を作る段階から実行・実践過程における住民の意欲と責任感を引き出すことが大切です。自分たちで決定し努力した計画がうまくいかなかったときには、役場の行政責任にすることなく、自分たちで失敗の原因を考え、もっと良い方法を考える住民になることができるでしょう。この過程がまちづくりに必要な人づくりになると思います。総合戦略を決められた期間に提出して終わりじゃなく、一定期間を確保して、何回も住民が参加して、本当に住民の希望が叶う戦略を作ることだと思います。そうすることが今後のまちづくりに必ず活かされると思います。町は、これまで議会で産業別ヒアリング、住民アンケート、産官学金労言など、幅広い方から意見を聞き、策定推進会議に諮り、役場丸ごとで取り組む趣旨の答弁をされました。そのとおり、たくさんの意見を聞いておられますが、もっと住民の声を丁寧に反映させる策定体制と策定プロセスを提案したいと思います。

ここで町長にお聞きします。例えば集落コミュニティまたは公民館単位での、男女、年齢を配慮して、公民館ごとに総合戦略策定委員会の設置をしないかでしょうか。その場で策定委員の学習交流を進めることもできます。さらに、区長、公民館長や地区班長等に協力してもらい、公民館単位での全住民参加を呼びかけての集会、話し合いなど、全住民の力を借り、総合戦略策定に取り組むことが求められています。もちろん全住民が参加するとは限りませんが、参加を呼びかける姿勢も

今後のまちづくりに必ず活かされると思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、創生本部からの通知により、地方版総合戦略の改定として、必要に応じて改定するものとすると言われております。期間内に総合戦略を策定したから終わりではなく、全住民の力を借り、意見を集約し、必要なら改定し、町民が望む総合戦略を作り上げてほしいと思います。具体的な施策等のリストアップについて、新型交付金の交付を受けるためには、地方版総合戦略での記載が必須とされておりますが、現時点で地方版総合戦略に記載された施策と新型交付金の対象となる施策の関係について、詳細は決定しておりません。また、国によると、総合戦略に記載があれば、必ず新型交付金の対象となるわけではなく、また総合戦略に記載した事業を全て新型交付金でやらなければならないわけでもないと言われております。新型交付金で全てできるとは私も思っておりません。6月議会でも言いましたが、新型交付金をもらうためだけに町の総合戦略を作るのではないのです。対象にならなかった施策があっても、町民と一緒に作り上げる取組や、こうして作り上げた施策が今後のまちづくりの宝だと思っております。町民の希望を実現していくために、どこの自治体の真似でもない、こうした総合戦略策定過程こそ先進的なまちづくりに活かされるのではないのでしょうか。ここは町長にお答えいただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 参考にさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、今後のまちづくりに必ずつながるという意味で、私は前回、その前から取り上げています。ただ、総合戦略策定に孤立して提案をしてきたのではないということをお理解いただきたいと思います。

町道山神線の2回目の質問をいたします。山神集落の声を紹介します。矢城牧場跡地のメガソーラー発電所建設工事も終わり、町道山神線は高岡地区の上り口から、山神集落の下まではきれいに舗装してありますが、集落から上はまだそのままです。メガソーラー発電所建設工事中は、交通規制や大型の工事関係車両の通行による騒音、震動などにも協力してきました。町道の傷みが全て工事車両の責任だとは言いませんが、特に集落の上のほうの左ヘアピンカーブの傷みが激しく危険です。予算措置をして早急に改修してほしいと言われてきました。今年度中にそのヘアピンカーブの箇所を改修・補修工事していただだけませんか。よろしくお願ひします。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 今、議員さんのほうから言われた箇所につきましてはですね、建設課のほうでも把握しておりますし、本年度、先ほど申しましたように、局部改良工事を予定しております。その工事に併せまして、極端に改修が必要な箇所

につきましては、併せて工事を行う予定としております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） よろしく申し上げます。

次に、堆肥運搬車の2回目の、またこれも住民の声を紹介します。「道路沿いに住んでいるので、生堆肥を山盛り積んだトラックから生堆肥がこぼれ落ちることがあって、悪臭や風の強いときには洗濯物などに悪影響があり、こぼれ落ちる度に自分で道路清掃をしている。同じような被害は私だけじゃなく、ほかの場所でも起こり得るのではないのでしょうか。是非指導してほしい。」と言われました。

ここで提案します。例えば制限積載量を守って、山盛りに生堆肥を積まないとか、両側のコンパネの間から落下を防止する工夫をするとか、一番いいのは、現在何軒の畜産農家があって、その中で生堆肥を運搬している車両が何台あるのか調査して、落下防止シートを被せるのを義務付け、JAと協力して堆肥原料落下防止補助金制度などをつくることは考えられませんか。町の考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今の場所について調査をさせていただきたいと思いますが、落下につきましては、御存じのように、道路交通法によってその運搬の遵守事項というのがございまして、落下をさせてはいけないわけです。これをしますと、罰則規定もございまして、そういったことも含めまして、町が委託している業者だけじゃないかも知れませんので、そこらへんはですね、また調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 議員さんのほうから、畜産関係ということでございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

堆肥にもいろいろございますけれども、あえて今、畜産ということでありますので、畜産につきましては、現在、繁殖農家18戸、194頭、それから肥育農家16戸、1,914頭、あと家畜に記載いたします鶏、ブロイラー関係ですね、これは16万羽ほどおられます。JAのほうに問い合わせして聞いたところ、ダンプカーに一旦載せて、それから飛散しないように軽めに積むと、これが一つ。それから、満杯の状態はシートを被せるということで指導はしていると、このように聞いております。以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 住民からそういう声があったということで、またよければそこに私が一緒にですね、聞きに行ってもいいと思います。

最後に、防災行動計画の再質問をいたします。今回、既に町はタイムラインはし

ているという答弁でしたが、まだ県には上がっていないと、策定したことが上がっていないと思います。今回、防災行動計画（タイムライン）を取り上げたのは、ハード面での防災に強いまちづくりとともに、住民一人一人が防災意識をもって、災害での一人の死者も出さないために、課題は何かというソフトの観点から取り上げました。

タイムラインの考え方は、20世紀後半のアメリカで広く普及しました。2012年10月、アメリカ東海岸の死者72名、8兆円規模の損害という米国史上最大の都市災害を与えたハリケーンサンディによって改めて注目されました。タイムラインを策定していたために、被害が抑えられた地域があったからです。ニュージャージー州では、タイムラインを実践することにより、早めの対応が功を奏し、死者は発生しませんでした。

タイムラインは地方公共団体などの防災関係機関、各種団体、地域住民が気象災害に備えて敏速・的確に対応できるように、誰が、いつまでに、何をするかを明確にし、被害の最小化を図るために、時系列的に取りまとめた事前の防災行動計画です。既に熊本県は平成26年末に県版タイムラインを策定し、平成27年3月31日付けで県内市町村に策定以来の通知を出しています。御承知のとおりです。昨年からは国交省も本格的に取り組んでいます。さらに、人吉市と球磨村に、球磨川水害タイムラインを策定するために、今年6月24日は発足式、7月31日には第1回検討会議が開催されています。このような球磨川水害タイムライン策定の動きを町は承知していますか。お答えください。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

今の質問でありました防災行動計画（タイムライン）というものは、台風のように事前の予測が可能な災害に対しまして、災害の発生を想定した対応策をあらかじめ準備して、的確な対応を促すものとして、防災・減災を実現する上で特に有効な手段の一つと言われております。

今回の台風15号におきましても、雨は少ないということで、風台風と見込みまして、河川水量に伴う判断基準は使用しておりません。しかしながら、予防的避難情報を再接近の12時間前の前日の午後4時、避難準備情報につきましては前日の午後7時半に発表しているところをごさしまして、今回の台風における人的被害は受けていないところでございます。

このように、防災行動計画というものをですね、実際の防災計画に表記してございまして、防災対策につきましては既に実施してございまして、先ほど町長が答弁したところをごさしまして、タイムラインというものはこれを時系列で各関係機関の行

動を表記したものでございまして、現在は県と協議を進めているところでございます。

それから、球磨川水害に係るものとしましては、また今ありましたとおり、国土交通省九州地方整備局が指揮をとっておりまして、球磨川水害タイムライン検討会が発足されております。人吉と球磨村を中心に取り組んでいるところですが、球磨川の流域ということで、芦北町もメンバーとして加入しております。策定後は1、2年で修正と確認を行い、改良を加えていくとのことになっております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 御存じということで、タイムラインには災害後の対処がちょっと私は少ないと思います。そこで、提案をしたいと思います。地域において、住民が安心して生活することができるようにするためには、また災害で一人の死者も出さないために、住民一人一人が防災意識を向上させることが重要だと思います。それぞれの地域において、地域の実情に応じたきめ細やかな災害等に関する情報を、地域の住民一人一人が瞬時に把握し、的確に行動することができる体制を確保することが求められています。

先月8月25日の大型で強い台風15号の通過により、住民の中にも早く避難することの重要性を再認識したのではないのでしょうか。タイムラインの策定にあたっては、住民参加が欠かせないことを実感しています。策定後、それに従って、住民や各団体が行動することが重要なので、そのことを考えれば、公民館単位での住民が参加して話し合い、住民の納得が必要です。自主防災組織のさらなる強化とともに、タイムラインを策定されることが必然的なことです。

ここで町長にお聞きします。住民の台風が通過してからの声を御紹介したいと思います。「湯浦、宮崎地区の91歳の母が停電で困っているのを知ったのは台風が通過してから2日目でした。生きていてくれて良かった。電話が通じないし、母の安否や困っているのが分からず心配でした。私の地区は幸いにも停電しなかったので、こういうときに災害後の被害状況を防災無線で町民に知らせるとき、停電、断水、道路の通行止め、公共交通機関などの具体的な情報を地区の名称で知らせてほしかった。」という声が寄せられました。タイムラインに災害後の行動計画や情報提供も含めて、こういう声にも対処してほしいと思います。台風15号の通過により、多くの町民が恐怖を実感した今こそ、海岸地域、山間地域、河川周辺地域など、それぞれ災害状況が違います。自然災害で犠牲者を出さないために、芦北町独自の災害行動計画（タイムライン）を策定し、全国に先進事例を発信し、今後も起こり得る自然災害から町民の命を守っていただきたいが、町長のお考えをお聞かせ願ひ

ます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

今回は、早めの避難をいただきまして、最終的には133世帯、191名の方が自主避難をいただいております。それから、停電とかもございまして、この防災行政無線でもお知らせしたところではございますが、電線とか切れておりましたところを回復した道路とかはですね、広報車を出しまして、大岩地区とか吉尾地区は巡回しております。ということは、通れる道路が田浦、横居木を通じて田浦までは行けますよということをお聞きいただきまして、そちら方面からですね、食糧の買い出しなり、クリーニングあたりにもですね、洗濯物ができないということで、そっちへ持ってこられた方もいらっしゃいます。

それから、自主防災組織も本年度になりまして強化を図っております、昨日の補正予算でもお願いいたしましたとおり、さらなる充実を図っているところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非災害後ですね、対処にも力を入れて、災害で生き残っても、災害の後に停電等で食事ができない、生活が不自由で亡くなってしまったということがないように対処していただきたいということで、防災意識のもう非常に高いことは、町長、分かっております。一言、答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 災害の度に学ぶこと、そしてまた新たに対策を講じなければいけないこと、多々出てまいります。今後もより住民の皆さん方の安全・安心、災害後の対応につきましても、より充実していけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、古村君。

○5番（古村逸男君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質問事項に基づき質問いたします。

8月25日の台風15号が熊本県に上陸いたしました。その際、被災された町民の皆さまに、この場を借りましてお見舞いを申し上げます。

質問事項は、町道射場芦北線整備事業についてと、ふるさと納税制度の取組についてであります。

第1点目は、平成25年12月定例議会で、町道射場芦北線整備事業に関して一般質問をいたしました。その際、担当課長から平成27年度から工事着工を予定していると答弁されています。①現時点での進捗状況はどうなっているか、②今後の計画はどうなるのか質問いたします。

第2点目は、ふるさと納税制度の取組についてであります。ふるさと納税制度は平成20年度に地方行政への関心と参加意識の醸成や地域活力の創出、また地方の財源確保などを図るためスタートしました。近年、各地で特色ある取組が実施されるようになったこともあり、テレビなどのメディアでもふるさと納税、ふるさと寄附金に取り上げられる機会が増えているように感じているところであります。新聞からの情報ではありますが、全国で約140億円を超える寄附金の実績があるなど、数年来とは比較にならないほど、国民の関心も高まっているのではないかと推察しているところであります。

本町のふるさと納税制度については、これまでも一般質問にも取り上げられていますが、町長は「寄附をいただく方の善意を考慮し、贈り物合戦に私は巻き込まれたくないと思います。」と答弁されております。その考え方には、私も意を同じくするものではありませんが、一方、国の動向であります。国においては、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があるとの観点から、現在、最重要課題となっている地方創生を推進するため、平成27年度の税制改正において個人住民税の控除額が2倍に拡大や、手続きのワンストップ化など、ふるさと納税制度の拡充が行われました。本町においても地方創生を展開するための人口ビジョンと総合戦略が策定されている段階であります。地方創生を図るための一つの手段として、ふるさと納税制度を積極的に活用することは、国の動向にも合致し、地方創生を進める上でも有効ではないかと思っているところであります。

私も農業団体に長年勤務いたしておりました関係上、商品の販路拡大や販売機会の増加など、売ることの大変さについては実感しており、企業や個人単独での努力のみでは非常に困難な面があることを理解しております。ふるさと納税制度を産業振興やまちづくりの手法の一つとして捉え、行政が販路拡大などの機会に直接的に関わりをもつことで、町内製品の売上増加、基幹産業である一次産業の振興、あるいは雇用の確保といったことにもつながるものであり、地方創生を図る上でも一定の成果を示すのではないかと考えております。また、多くの方が寄附しやすい環境を整えることで、芦北町の行政運営に対して関与することができたり、関心をもつ方を増やすことにもつながるものであります。このような点を踏まえすと、ふるさと納税の拡充を図ることは有効な施策と考えると思います。

登壇からの質問を終わり、再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 古村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町道射場芦北線につきましては、平成25年12月議会で答弁しましたとおり、第1期工事を平成30年度の完成を目途として取り組んでいるところであります。具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、ふるさと納税制度の取組についてのお尋ねでございます。質問の①につきましては担当課長から答弁させます。

質問の②についてでございますが、議員御指摘のように、今般、ふるさと納税制度は地方創生の有効なツールの一つと位置付けられ、制度の充実が図られており、私の指示に基づきまして、年度当初から現在まで、担当課では調査検討を進めている段階であります。

一方、7月22日付けで、芦北町商工会、あしきた農業協同組合、芦北町漁業協同組合の町内主要経済団体から、地域産業振興のため地場製品の販売機会の増加、販路拡大、産直活動の活性化などを目的として、芦北町においてもふるさと納税の拡充を検討してほしいとの要望書が提出されております。

以上のようなことを勘案し、担当課に対し、ふるさと納税制度の拡充に取り組むよう指示をいたしたところであります。

なお、ふるさと納税制度が地方創生の見地から見直されたことを踏まえまして、産業活性化のみに止まらず、広く本町のまちづくりに資するような仕組みとするよう併せて指示をしているところであります。以上であります。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 町道射場芦北線整備事業についてお答えいたします。

現在の進捗状況につきましては、地権者との用地交渉中でございます。また、今後の計画につきましては、用地の相談ができ次第、本体工事に入りたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、ふるさと納税に関する御質問①の納税額の推移について申し上げますけれども、まず全国の状況であります。平成21年度から平成23年度は納税者数が3万3,000人で、金額は60億円から70億円で推移をしております。その次の平成24年度につきましては、東日本大震災の影響と思われますけれども、74万1,000人、649億円と急増をしておりますが、これは特別な年だろうと思っております。25年度が10万6,000人の130億円、平成26年度は13万4,000人の142億円というふうになっております。

次に、熊本県内の市町村の状況でありますけれども、平成24年度が979件の8,331万4,000円、平成25年度は1,539件、9,855万7,000円、平成26年度が5,795件、1億6,841万3,000円です。

続いて、芦北町は平成24年度が10件の194万5,000円、平成25年度が同じく10件の179万5,000円、平成26年度が17件、303万5,000円となっております。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 先ほど町道射場芦北線で質問いたしました。町道射場芦北線はただいま交渉中であると答弁をいただきましたが、これはいつまで考えていらっしゃるのか、そして地権者は何名おられるのか、そして用地の交渉は何件ぐらい現在進んでいるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 用地交渉につきましては、一応年度内を目標に事務を進めております。ただし、一部につきましては翌年度ということになるかと考えております。

それから、地権者につきましては、23件でございます。

それから、説明につきましては、大体目途がついてからということになりますので、今のところ、来年度当初ぐらいになるかと思っております。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 今御答弁いただきましたが、23件地権者の方がいらっしゃるということですが、今現在、何件ぐらいの交渉が済んでいるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 契約まで済んだところが2件でございます。あと、交渉中が5、6件ございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 工事の用地の相談ができ次第ということでありまして、当然、用地の相談ができないと、工事は進行いたしませんので、地権者の方々の対応については前回、平成25年3月も申し上げましたけれども、地権者の方々への説明、そして御協力がないと工事は進行しませんので、その点、切に地権者の方々への説明と対応については丁寧にひとつよろしくお願いをいたしたいと要望しておきます。

町道射場芦北線について、いろいろお聞きいたしましたけれども、最後に町道射場芦北線、先ほど町長から答弁をいただきましたが、多くの方々ですね、期待が

非常に大きいわけでありまして、あるいはアクセス道路、そして避難道、特に芦北花岡西地区の方々への避難道としての利用が非常に大事だと思います。それで、町長から答弁いただきましたけれども、早期に実現できるように、最後に町長から一言お願いを申し上げたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいま御発言がありましたように、本事業につきましては、芦北インターチェンジへのアクセスの向上、それとしろやマスカイドームで大きいイベントを年間数本打っておりますが、このときの渋滞の緩和、そしてこれも御発言がございましたが、災害時の避難道路としての利用・活用等、大きな効果をもたらす事業と位置付けておりまして、本町の主要事業の一つというふうに思っております。今後、地権者並びに地元の方々、そして議会の皆さん方の御理解をいただきながら、早期完成できるように進めてまいりたい所存でございます。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 是非よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、2番目のふるさと納税制度の取組についてお伺いをいたします。先ほど町長の答弁の中で、経済団体からの要請があり、ふるさと納税の取組について指示されたと答弁がございましたが、課長にお尋ねをいたしたいと思います。その指示されました内容についてお知らせできる範囲内で結構ですので、お聞かせ願えればと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） お答えします。

町長指示内容についての御質問でありますけれども、要約をすれば、まず町長が再三申し上げておりますとおり、贈り物合戦に与みしないという基本方針をもって、多くの方々にですね、町の施策に関心をもっていただくような内容にできないかということ。それと、芦北町によその方々が足を運んでもらうようなメニューの検討をしたらどうかということ。それと、返礼品については、厳選をして、町内の地場産業育成の観点から取り組むこと。ただし、当然、その贈り物合戦に与みしないという基本方針がありますのでですね、過剰な内容にはしないようにというような指示。それとあと一つは、地方創生の一つのツールということをお先ほど申されましたけれども、情報発信力の強化など、確実な制度設計を行いなさいというような、確か要約すればその4点だったというふうに私たちは受け取っております。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 分かりました。指示の中でもあったように、町の施策に関心をもっていただくことにもつながりますということでありますので、国際交流など、

町は全国に誇れる取組をやっておりますので、広く施策のPRにも使っていただきたいと思えます。

最後に、担当課長にお尋ねします。県内の寄附金額の推移は、先ほど説明いただきましたが、いわゆる返礼品対応についての対応が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） お答えします。

県内市町村の返礼品対応の状況については、昨年度のデータで申し上げますけれども、県内45市町村のうち、何らかの特典を付けているのが32の市町村であります。このうち特産品を選択できる制度を採用しておるのが18市町村です。選択できないけれども、自治体が独自に決めたものを贈るところが11市町村、そのほか温泉などのその町や市にあります公共施設を無料でできるような特産品以外の特典を与えているところが3市町村という状況になっております。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） いろいろ特色がある各市町村でやっておりますので、我が町でも是非特色のある返礼品あるいはそういう贈り物合戦には変わらない程度で、是非実行していただきたいと思えます。

それから、今、返答いただきました。これを見てもみますと、3分の1程度の市町村が特産品の選択ができるようになっております。本町でもいろいろ仕掛けや、返礼品も一定の限度をもってということのようですので、よい取組を検討されて、町の活性化やまちづくりの推進に貢献するものになるよう期待をいたしたいと思えます。

ここで一つ御紹介をしたいと思えますが、新聞記事の御紹介をしたいと思えます。今までそれぞれふるさと納税について答弁いただきました。その中でですね、県内でも非常に新聞紙上にいろいろ載っております。5月の4日でございますけど、熊日新聞、ちょっと読んでみます。大まかなところだけを読みますので、「平成14年度、県に寄附最多5,827件、金額で2.2倍」という新聞記事が載っております。それから、8月20日でございますけれども、「天草市ふるさと納税急増、返礼品の特産品4カ月で昨年度超」という記事もあります。そして、8月13日でございますけれども、県のほうで熊本空港ロビーで帰省客の方にPRをくまモンを出してされておりますので、こういうのがたくさん載っております。新聞の中にもふるさと納税については賛否両論ありますので、ふるさと納税に疑問とか、あるいはふるさと納税を見直す時期ではないかとか、あるいはふるさと納税を役立てていると、こういうのが熊日新聞に掲載されております。県内それぞれ特色のある市町村はやって

おりますけれども、今返答いただきましたことを町内外にですね、発信できて、そしてふるさと納税制度が拡充できるようにお願いをしたいと思います。

そこで、また最後になりますけれども、ふるさと納税拡充について、町長から一言お願いをしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 既にもう答弁申し上げたとおりであります。これには賛否両論あることは御存じのとおりでございます。過熱気味とかですね、ブームであると。ブームはやがて熱が冷めるわけでございますので、そういったブームとか一過性の取組でなくて、きちんと芦北町の振興に定着するような取組として、十分精査し検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 古村君。

○5番（古村逸男君） どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（寺本修一君） 古村君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、午前最後の登壇になりますけれども、よろしくお願いたします。

まずもって、先の台風15号の襲来で多くの被災された方々、衷心よりお見舞いを申し上げます。また、執行部並びに消防団等、汗しての復旧、本当に感謝する次第でございます。何よりも早い復興を望んでおります。

さて、今定例会に通告しております質問は3点、一つは選挙権年齢の引き下げに伴う対策について、二つは戦後70年、戦争に関することを風化させない対応について、三つは健康寿命年齢アップへの対応等についてであります。

まず一つの質問、選挙権年齢の引き下げに伴う対応についてであります。先の国会で公職選挙法が改正されて、選挙権年齢を20歳から18歳以上に引き下げられました。賛否両論ある中に、来年の参議院選挙から適用され、市町村選挙にまで及んでまいります。本町として、選挙権が引き下げられた18歳以上を含め、選挙への関心や投票率を高めるためのどのような対応をする考えであるのか1点目の質問です。

2点目は、本町教育委員会として、学校教育の場で選挙に関する教育をどのように考えているのか質問します。

次に、戦後70年目を迎え、本町はもとより、各地でいろいろな催し物が行われました。しかし、戦争に関する記憶や教訓などが風化しつつあると思われます。また、戦争体験者や戦争の現実を知る人も少なくなってきました。

そこで、質問の1点は、学校教育での体験学習として、児童生徒への戦争と平和などに関し、戦争体験者等による体験談や読み聞かせ等の場を考えるとどうかという質問であります。

2点目は、戦争の記憶と多くの教訓を今後風化させないために、町としてどのような施策が考えられるのか、考えておられるのか質問します。

次に、健康寿命年齢アップへの対応策等についてであります。平均寿命世界一を誇る我が国が、その寿命は男性79.5歳、女性86.3歳であることは、毎年の調査報告でよく知られております。健康寿命年齢は私もつい最近耳にした言葉であります。世界保健機構（WHO）や厚生労働省下部部会が発表した健康寿命年齢があります。その資料によると、日本の平均、男性が70.42歳、女性が73.62歳となっております。平均寿命とは大きな差があることが分かります。本町では、健康関係事業の資料などとして、男女別健康寿命年齢は算出してあるのか。ないなら、今後算出すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、健康寿命年齢アップのため、健康増進を図るため、施設等にスポーツジム等の整備をする考えはないものか質問をいたします。

以上申し上げましたが、町民の関心のある問題であり、また私ども議員、町長にも関係のある質問であります。前向きな答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

戦争の記憶と多くの教訓などを風化させないため、町の施策は考えていないのかというお尋ねでございます。町の施策ということでございますが、御承知のように、元来、教育は国家存立の大本といわれておりまして、国是ともいえる命題でもあるかと思えます。そういうことからしまして、本来、国が責任をもって取り組むべきものであると思っております。政府主催によります全国戦没者追悼式や平和記念展示資料館など、戦争の記憶や平和の尊さを語り継ぐ事業が行われております。

芦北町におきましては、悲惨な戦争の教訓を風化させないため、川尻議員にも毎年御出席をいただいております戦没者追悼式、本年はお孫さんもありがとうございました、御出席をいただきました。また、広島・長崎の原爆投下及び終戦記念の日

に、防災無線によりまして町民の皆さん方に広く黙祷を呼びかけております。戦後70年の節目を迎えた本年は、みかげ公園に御案内のとおり戦没者の追悼と平和を祈念する日を新たに建立したところでございます。そういう取組を本町では行っておるということを御理解いただきたいと思います。

次に、健康寿命年齢アップへの対策等についてのお尋ねでございますが、この健康寿命年齢の算出に関する御質問につきましては、事務的となりますので、担当課長より答弁をさせます。以上です。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山元信作君） それでは、選挙権年齢の引き下げに伴う対応についての①の御質問にお答えいたします。

現在のところ、国・県などからも18歳選挙権拡大に係る啓発マニュアル等は示されておられません。しかし、18歳以上となりますと、現在の高校3年生も含まれてくることから、去る7月14日に町内唯一の高校である県立芦北高校に出向きまして、18歳選挙権拡大に係る啓発について協議を行いました。学校においても県教育委員会からの通達等もなく、現時点では啓発に係る検討も行っていないということでした。町としましては、今後、国や県などから制度に沿った指導マニュアル等が示されれば、それをもって選挙権拡大の具体的な啓発を検討してまいります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

小中学校での選挙制度に関する基本的な学習につきましては、小学校は社会科で、中学校では社会科公民分野でこれまでも行われております。なお、今回の公職選挙法改正につきましての文部科学省や熊本県教育委員会からの小中学校に対する具体的な指示等はあっておりませんので、今後の指示に対し適切に対処してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問にお答えいたします。戦争の悲惨さを後世に伝え、平和を希求するための貴重な御提言をいただきました。御指摘のとおり、戦争体験者の減少は年を追うごとに進み、戦争に関する記憶や教訓の風化が危惧されるところでございます。戦後70年を経過し、戦争の自身体験を学校でお話いただける方も極めて限られた方ではないかと思いますが、実施につきましては、今後、検討課題とさせていただきます。

次に、三つ目の質問にお答えいたします。スポーツジムの整備計画はありません。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 健康年齢アップの対策について、①についてお答えします。

御質問の世界保健機構、それから厚生労働省が発表しています計算式では、自治体ごとの健康寿命年齢は出ておりません。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、1番から順を追っていきたいと思います。

政府でこういう公選法改正が行われるとは、まさかというふうに思いましたけれども、欧米等では引き下げはもう早くから行われているということは知っておりましたけれども、しかし実働、もう動くわけでありますので、何らかの対策を取るとするのは当たり前であるというふうに思います。行政としての役割という観点からはですね、なかなか18歳以上というのは、やっぱりほとんどが学生でございますので、啓発活動も難しいなというふうに思いますけれども、データによりますとですね、やっぱりどこそこでセミナーが行われておりますが、まずお尋ねしますが、県の選管がですね、8月の21日、セミナーを開いていますね。教職員、教育委員会に200名ほど集めて、米国の研究機関ヘリテージ財団元上級研究員の横江公美さんが講演されておりますが、誰か出掛けられましたかね。西日本新聞の8月25日に載っていましたが、出掛けられませんでしたか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 担当職員が出席いたしております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それじゃあ総務課長に何らかの報告があったと思いますが、復命書なり聞かれましたか、それとも口頭で何か、どういう感想を述べられたかちょっとお伝えください。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 一応ですね、そのときの資料をいただいて、目は通したかと思っております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今後ですね、やはり小中学生から徐々にやっぱり政治に関心というかですね、まあ家庭教育の中でもですけども、我々大人がやっぱりそれを仕向けていかなければならないんですけれども、こういうこともありますね。新聞のデータですけども、大人を信じないとか、あまり政治に関心がないというのが60何パーセント出ていますもんね、やっぱり。17歳で、やっぱりメディアの発達によりましてですね、いろんな報道がなされるものですから、無様な場面も出てきますよね。国会論議とかであるし、新聞で我々議員も含めて不正を起こすとか、

そういう形で何か大人に対しての不安というのは50%以上、60%近い、そういう信頼感というのがないというような形が、そこからまずやっていかないと、我々も選挙に出る以上は、襟をぴしゃっとしてですね、やらなきゃいけないということになりますけれども、何かいい、今後もうスタートしたわけですので、町長、妙案はありませんかね、何か。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私も川尻議員とですね、多分思いは一緒だと思います。余談になりますが、酒もたばこも18歳からどうかという論議が出ておりますしですね、あの記事を見ましたら、青ざめました。しかし、真剣に論議がなされておるようでもありますけれども、実は国のほうからも県のほうからもですね、具体的にまだ施策がですね、示されていないんですね。18歳となりますと、高校生が多いということですが、卒業しますとですね、大学に行くんですね。大学1年生は19歳であります。あるいはもう18歳で就職する人もおります。あるいは投票行動をですね、実際行う場合に、期日前投票は子どもたちは休みを取っていくのかどうなのかということですね。もういろんな投票所を特別設けるのかどうかとかですね、もうさまざままでございまして、いろんな問題がまだあるわけでもございまして、それに対しては国も何ら示していないということです。しかし、もう次の国政選挙では、参議院選挙からこれをですね、適用するというところでございまして、今のところ、心用意はしておかにかんなどという段階でございまして。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やっぱり通達等なされないと、なかなか行政としては動けないんですけれども、ある内部ではですね、具体的にやっぱりそういう啓発活動、また今までも投票率が非常に、国政選挙なんかは低いわけでありまして、地元ならですね、地方自治のほうなら高くなりますけれども、そういうのからの一歩もやっぱり開拓していかなければならないというふうに思いますので、取組を強く希望するものであります。

教育委員会に申し上げますが、小・中・高で投票を学ぶとかあります。データもいろいろ、要するに今当事者でないと啓発をしないというわけではなくて、やっぱり小学生高学年からそういう周知をずうっと段階的にやっていかないと、教育の場でもですね、やっていかないとそれが今の小学校高学年が18歳になったときに啓発はできていかないとというふうに、教育はそういうことではないだろうかというふうに思いますし、いろんな形式的な授業とかがありますけれども、その点やっぱり教育、文科省もそうでしょうけれども、県の教育委員会の通達がなされてからしか動けないということだけじゃなくしてですね、教育委員会でやっぱり論議をまずし

て、校長会等との話もすべきではないだろうか。高校生が対象ですけど、今はですね。高校だけじゃなくて、今そういう時期を早めていかないといけないと思いますが、いかがでしょうか、教育委員会としての今後の考え方。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） ただいま御提言いただきました関連につきましては、校長会等を通じながら、早めの対応をとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 走り出したばかりとはいうものの、あっという間にきますので、この点、十分最初ですね、こういうことを質問しとかんと、やっぱりいけないなという感じで今日したわけでありますので、善処ある対応を望みます。

次に、戦後70年の対応策のほうにいきますが、町のイベントとかは、先ほど町長が申されましたけれども、私も遺族の一人であって、フィリピンのルソン島で20年の2月に戦死しておりますが、親父のほうもですね、元気なときに、60歳ぐらいのときですかね、親父が、行ってきたということで、10年前、今の佐敷の遺族会長が行ったときには、いろいろと餞別をやりまして、遺品というかですね、石とか持ってきてもらったんですけども、私も関心が非常に、遺族として、関心といたしますか、思いがありまして、非常に悲しい、親父一人、息子として生活を12歳で亡くしたということでありますから、苦労したということ、しかしながら、あまり戦争のことを語ろうとはしませんね。誰しも語り続けにゃいかんとですけども、当事者は特にやっぱり戦死した方、生き残った方は戦死した方を思い、あまり語ろうとしない人が多いようでございますけれども、そういう中で私は新聞にちょうどこの時期に、孫たちの証言とか、語り継ぐ戦争の記憶、これは遺族の女性の方が書いているのを読んでみまして、非常に目頭が熱くなって、今、「野火」ですかね、映画もあっているようでございますけれども、風化という形じゃなくて、教訓をやっぱりですね、非核三原則もそうでありますし、今、国政ではいろいろと安保法制で論議をしておりますけれども、分かりやすいやっぱり説明が非常に足りないなというように思っておりますが、一番原点は戦争をしてはいけないということが前提であるわけですので、それはやっぱりその記憶としてですね、受け継いでいく、公害も然りですけども、そういう語り部的なものも必要になろうというふうに思います。町としての今イベント的に慰霊祭とか非常に有難いことでありまして、15日の午後から、うちも慰霊碑にですね、お参りを両親連れて行きましたけれども、・・・名を刻んであってですね、感銘を受けたんですけども、そういうことは行政としてやるべき姿の一番形に残ることですから、しかしながらソフト面の風

化させない施策というのは、何かあるのではないだろうかと思いますが、町長の今後の手腕というのは何かございませんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それは一般町民の方々でしょうか。まずは基本となるのはですね、やはり節目節目に毎年行っている戦没者追悼式、これはもう欠かせない大切なことであろうと思います。教育長も答弁いたしましたように、直接戦争を経験した方は少なくなってきましたので、今後どういう方々がおられるのかですね、お元気なときにしっかりとそれを聞いて、後世に伝えていくということは大事であろうかなと思います。今後、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、教育委員会のほうに移りますが、戦争経験者といえますと、志願で85歳以上ですかね、志願兵で、年齢としましては。言うともう90歳近いですよ。配偶者も少なくなったのはもう事実でありますけれども、それは、3番目に続きますが、健康年齢じゃないとなかなかできないものでありますので、わずかな芦北町にもですね、人じゃないだろうか。早く掘り起こしてですね、選定をして、こぎ着けるといふ時期にならせないといけないと思いますが、その点、もう早速動いてもらえますかね、いい答弁をなされたんですけれども。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

本当に平和を希求する貴重な御提言をいただきました。このことにつきましては、できる限り校長会等におきまして、例えば総合学習の中等を踏まえて、関係者の方々の確認、掘り起こし等をですね、しっかりいたした中で検討を重ねていきたいというふうに考えて御答弁させていただいたところであります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、運良く放課後課外でですね、あっておりますよね、授業をですね。地域の人たちも交えながら、こういう機会が一番いいのではないかなと。孫もずっと2人とも行っておりますし、昨日も予算のほうもちょっとあったようございませけれども、こういうのにやっぱり早く取り入れたほうがいいというふうに思いますね。そして、町もですね、図書ですね、教育図書もですね、学校に置いてある図書も、こういう本は在庫を調べてありますか。これは通告はなかったんですけれども、いかがですか。

多分、予測してあるから、してあるのかなと思いましたが、通告してあればよかったんですけれども、これはですね、やっぱり図書関係もですね、各学校に数冊ぐらいは置くべきではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） ただいま御提言いただきましたが、書籍もでございますけれども、加えまして視聴覚学習等に使いますDVDでありますとか、そういったところの充実も今後は検討してまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も今回の質問、政策論議というか、提言型の質問でありますので、善処していただきたいなというふうに思います。結果は現れますのでですね、また別の機会にそのほうの調査等もしていきたいというふうに思いますので、1、2点は終わりたいというふうに思います。

次に、健康寿命年齢というのがあって、今、ジャパネットたかたとかでもよくあっていますよね。私も去年ぐらいいちよっと耳にしたんですけども、これは非常に難しいデータとしてですね、難しいと思いますけれども、課長は多分データを見られて、平均健康寿命年齢は何歳か、日本は何歳か分かっておられますか。ちょっと私よりも課長のほうから言われた方がいいかと思いますが、どうぞ。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 日本のということですね。22年度の厚生労働省のデータで申し上げますと、川尻議員言われたように、全国が健康寿命年齢が70.42歳、熊本県が70.58歳、男はですね。女性が全国で73.62歳、熊本が73.84歳というふうに調べております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） このネットで調べた中において、ちゃんとあなたの自治体の平均健康と健康寿命の差はという形が載っていますよね、きれいに。だから、やっぱり今後調べるべきじゃないかなと、少し労費が嵩みますけれども、いかがです。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今の資料を提示されたものも把握しておりますけれども、実は健康寿命の年齢には、町長も申し上げられましたけれども、計算式がですね、ちょっと二通り多くに分かれておまして、今、議員さんが言われたものにつきましては、国民生活基礎調査からですね、日常生活に影響がないと回答した人から算出されたデータです。実はKDBデータベースといたしまして、国保の医療データベースから導き出されるものがございます。これは介護保険認定者の要支援、要介護、いらっしゃいますけど、そこからですね、算出されたものが実は昨年から、25年度のデータから算出されておまして、このデータがですね、実は芦北町も、各自治体も出ておりますが、男性が65.4歳、女性が66.9歳ということで、その比較にならないものでございます。ですから、先ほどもちょっと申し上げなかつ

たのは、その分がちょっとありまして、非常に指標が違うという面で、表に出しづらい部分があるところです。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 数字としてデータで出すとですね、間違いなら指摘されますのでですね、十分私も分かっていますけれども、私も今、満60歳になりましたのでですね、あと10年ぐらいしか健康じゃないのかと思えばですね、もうがっかりするわけでございますけれども、町長、そうですよね、今、何か前、町長は、買うものがあつたら年齢若返りを買いたいと言われた記憶が鮮明に残っているんですけども、平均寿命は熊本県は上位ですもんね。平均寿命は4位です、男女とも。しかしですね、この健康年齢寿命と格差があるとはですね、やはり生じるのは社会保障、保険料であります。これは明確に明記してあります。やはりそれだけ健康で長生きするならいいんですけども、寝たきりで長生きすると、当然、保険料が嵩む、負担が大きくなるというのは事実でありますので、私、こういう質問をするのは、それを延ばすための施策は町は打っていくべきというふうに思います。

いろいろ何とか体操とかありますけれども、前、ヘルシーパークの2階にスポーツジムのなトレーニング器具もありましたし、私もこの頃、水俣市のスポーツジムに週2回行っておりますけれども、安くてですね、300円なんですよ、2時間。水泳もして、高いところに行っておられる方もおられますけれども、後ろの方は。だからこそ言っているんじゃないかとですね、私も結果は出ません。しかし、心の結果は出ていますのでですね、さわやかな気持ちになりますので、そういう負担を軽減するためにも、やっぱり整備は必要であろうという形で、啓発をしながらですね、やっぱりこれが福祉の町でも、芦北町はあるわけですので、そのやっぱりトップに行くためには、熊本県下ぐらいではやっぱり一番芦北町が健康寿命はトップだよと言われる地道なことをですね、数年やっていけば、できるんじゃないかと。食文化も然りですけどもですね、そういうハード的なもの、ソフト的なものを兼ね備えた行政手腕という竹崎町長にお伺いいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 健康とは何かというですね、論議からスタートせにやいかんですが、まあ大まかに概念的に掴んでおられるイメージでいいと思いますけれども、芦北町では御存じのように、健康推進条例を熊本県で先駆けて作っております。健康はスポーツだけで保たれるものではございません。生活習慣、食生活、睡眠、あるいはメンタル的なもの、さまざま総合的にですね、これが活かされて初めて健康づくりに寄与していくわけでございます、結果も出ていくわけでございます。あるいはですね、疾病の問題でございますが、芦北町でも日本のその三大死因があり

ますけれども、それは全国画一的にやっておりますけれども、芦北町ですね、山間部とか海岸部じゃどうなのかというですね、調査もやっております。そしたらですね、健康が出てまいります。ある地域では糖尿病が多いんです。ある地域ではですね、脳疾患が多い、ある地域では心臓疾患、そういう地域別にですね、その疾患の事例も違うわけでございますから、この健康推進条例というのはそれらをひっくるめて町民の皆さんの健康づくりに取り組んでいこうということでございまして、スポーツはその中のまあ大きなウエイトを占める部分ではございますが、ほかにもですね、いろいろと健康づくりのための要素はあるんだということですね、御理解をいただいております。今後とも積極的に取り組んでまいります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） ちょうどタイミングよくですね、敬老会がありますので、報告したいと思いますが、町長の答弁をですね、教育委員会の答弁も。私もそういう特定死因の原因とか、これもありますし、如何に健康で長生きというのをやっぱりいつも挨拶で言っていますけれども、そのためにはやっぱり明るく朗らかに生きるという一番大事なメンタル面があるかというふうに思います。若いといますか、50代後半から60代にかけてのですね、やっぱり健康づくりというのは、なかなかできないんですけれども、是非ですね、ヘルシーパークにですね、その健康づくりの拠点ですね、置いて、まずルームランナーとか、自転車とか入れていただければなというふうに思いますが、考えはないと言われましたけれども、行政の施策としていかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） さっき言われましたように、ヘルシーパークには屋上にですね、ランニングができる施設がございました。これは赤いランプがですね、周囲にずっと設置してございまして、走るスピードに設定しますとですね、ぱっぱっぱっぱと点いていきます、それに合わせて走るやつ。あるいはベンチプレスとかですね、いろんなスポーツ健康グッズがありましたけれども、実は私も就任してですね、調べたんです。利用者、年間1人ということがございました。そして、もう器具は錆び付いてしまって傷んでしまってですね、それでもちょっと呼びかけてみましたが、ほとんど行かない。その1人もですね、夏休みに学生が来て行く程度でありまして、もうあとは使わないということで、あれ全部引き上げて、町の役場のほうにですね、置いております。職員の健康づくりに少々寄与しておるみたいでございまして、当時とはまた健康づくりとかスポーツに対するですね、関心もまた変わってきたかと思いますが、やればですね、継続できるようにしないといけない

わけでございますして、検討課題とさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 実はですね、水俣市の体育館でもですね、芦北はおるんですよ、いっぱい。だからですね、民間の津奈木にあるスポーツジムに行かれる方もいっぱい多く、あそこは高いものですからですね。だから、そういう提案を健康寿命年齢のアップにつながる施策の一つとして御提案をさせていただいたんですけども、是非負担は大きいんですけども、財政も安定した財政でございますので、どうかその点でもですね、今後施策として御提案をさせていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 全員お揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平松君。

○11番（平松洋一君） こんにちは。昼食の後、少々眠くなるかも知れませんが、一般質問をいたします。

まず、8月25日、台風15号により被害に遭われました方々のお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

平成25年5月31日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、略していわゆるマイナンバー法が制定され、そして今月3日には改正マイナンバー法が国会で可決成立いたしました。これにより、日本で住所登録をしている赤ちゃんからお年寄りまで、国民一人一人12桁の番号が付けられ、企業など法人には13桁の番号が割り当てられます。政府は今回の改正マイナンバー法で、長年の悲願であった預金口座を対象を拡大、来年1月から税金、証券口座や個人保険に番号を付けることも決まっております、個人の金融資産全般に国の監視が強まり、複数の預金口座に分散されていても、総額を把握され、法人番号との組み合わせで会社等の法人にも従業員にも番号の収集・管理も義務付けられ、個人所得も明確で、個人としては丸裸にされ、国の監視下に入ることになります。私的に考えますと、国家財政が逼迫をし、社会保障費、中でも年金、介護、医療費は、今後さらに増加し、国債残高は1,000兆円を超え、本年度の概算要求でも国債費歳出が23兆円を超え、にっちもさっちもいかない状態に突入している中、政府とし

てはこれまで国民総背番号制や、あるいはグリーンカードなど、全て廃案になった経緯から、現在のIT社会では何としても成立にこぎ着け、徴収を上げ、給付を下げ、将来の財政健全化へ結びつけようとする意図が伺えます。

年金の個人情報の流出問題もあり、さまざまな課題も指摘をされておりますが、法律が確定をし、この10月には個人番号通知がなされ、いよいよ来年1月から施行となり、各種手続きにマイナンバーが利用されます。

そこで、マイナンバー制度に対する本町の対応・対策についてお尋ねをいたします。第1に、マイナンバー制度の効果として、行政事務の効率化とあるが、本町における効果はどのようなものが考えられるか。

第2の準備などについてお尋ねをいたします。①条例などを整備する必要はないのか。これに関しましては、昨日の議会で個人情報に、特定個人情報、いわゆるマイナンバーをその内容に含む条例と、マイナンバー通知カードの再発行手数料、あるいは個人番号の再交付についての手数料の追加の条例改定が行われました。しかし、今回は個人の多種多様な重要な秘密事項も扱うために、情報のセキュリティ関連の条例制定や番号を独自利用するための条例制定など、まだまだ整備の必要があると思いますが、条例についてはいかがでしょうか。

②国民一人一人が持つ12桁のナンバーはどのような付け方をするのか、具体的に説明をお願いします。

この制度及び電算システムを総合的に統括する部署はどこか。

④電算システムの改修状況はどうなっているのか。

第3に、本制度の対応についてお尋ねします。①平成29年1月から、マイポータルあるいはマイナポータル（仮称ですけど）が導入されますが、本町を含め、行政の個人情報のやり取りはどこに記憶して管理されるのかお伺いします。

複数の部署、機関に属する個人の情報が集められることになり、より一層の個人情報保護が必要になるが、対応はどうするのか。

③電算システム障害への対応はどうするのか。

④この制度に関しては、町広報紙などでお知らせしてあるが、さらなる周知徹底の必要はないのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員の御質問にお答えいたします。

御発言のように、マイナンバー制度におきましては、10月から通知をされ、来年1月からマイナンバーを利用した事務が開始されることになっております。質問の内容が事務全般にわたっておりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） それでは、マイナンバー制度の対応等につきまして、順次、答弁いたします。

質問1のマイナンバー制度による本町における効果はどんなものが考えられるのかにお答えいたします。マイナンバー制度は国の機関や地方公共団体などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうかを確認する社会基盤とされています。本町だけに限らず、国・県・市町村などとの情報連携が可能となることにより、証明書等の発行事務が軽減されるとともに、役場内においては事務に必要な他課の情報が庁内連携により確認することができるなど効率化が図られます。また、より正確な所得状況の把握が可能となることなども行政事務の効率化の効果といえます。

次に、2、準備等につきましての①でございます。条例などを整備する必要はないのかにつきましては、10月からマイナンバーの通知が開始されます。このマイナンバーは個人情報に該当し、マイナンバー法及び芦北町個人情報保護条例の規定が適用されることから、本条例にマイナンバーを含む特定個人情報の規定を、マイナンバーの通知開始までに整備する必要があるため、本定例会に条例の一部改正を上程したところでございます。なお、平成28年1月から、マイナンバーを利用した事務が開始されますことから、必要な条例を12月定例会に上程する予定でございます。

次に、②の国民一人一人が持つ12桁のナンバーは、どのような付け方をするのかとでございますが。住民票を有する方を対象に、地方公共団体情報システム機構がランダムに付番しますので、同世帯内でも続き番号にはならず、全く異なった番号が付番されます。

③の制度及び電算システムを総合的に統括する部署は総務課で総括しております。

④の電算システムの改修状況につきましては、総務省及び厚生労働省の社会保障税番号制度システム整備費補助金実施要綱に基づき、平成26年度からシステムを改修し、平成28年1月からのマイナンバー利用開始に合わせて稼働できるように準備を進めております。

次に、3番、対応等につきましてお答えいたします。①の平成29年1月からマイナポータルが導入されるが、個人情報のやり取りはどこに記録し管理されるのかとありますが、個人情報の情報提供記録は総務省において運用する情報提供ネットワークシステムに記録し、管理されます。

②の複数の機関に属する個人の情報が集められることにより、より一層の個人情報保護が重要になるが、対応はどうするのかにつきましては各行政機関等が保有し

ている個人情報をも特定の機関に集約するのではなく、従来どおり、個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法に定められるものにより、その都度情報の照会、提供を行うことができる分散管理の方式となっています。このため、個人情報の全てが一度に漏洩することはありません。

③の電算システム障害等への対応はどうかにつきましては、基幹システムは一部のシステム機器が故障した場合でも、残りのシステム機器が運用できる体制を整えています。また、ネットワークにおきましても、常に監視体制をとっており、障害発生時には即座に対応できる体制となっております。

最後に、④の制度に関してさらなる周知徹底の必要はないのかにつきましては、国や県などもマスメディア等を通じて制度の周知広報を行っていますが、本町におきましても広報あしきた5月号及び8月号でマイナンバー制度の周知の広報を行ったところです。今後もより多くの町民が見られる広報あしきた等において、引き続き制度の周知を行ってまいります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今、総務課長から事務的な中身についてお答えいただきましたが、非常に調べれば調べるだけ、非常に複雑多岐にわたっておりまして、いろいろな問題があるんじゃないかと思いますが、動き出しておりますから、それに対応される事務方としては大変だろうというふうに思います。

実は、項目をずっと挙げておりますけど、順不同になりますけど、3日の日ですね、この3日の日に内閣府の大臣官房政府広報室、世論調査担当のほうから最新の調査が出ております。マイナンバーは聞くけれども、どやんとかいという話なんですけど、まず認知度、これはもう知ろうか知るまいが、動きましたのでですね、あれなんですけど、内容まで知っていたという人が、この27年の7月時点で43%、これはかなり増えております。内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある、これは46%。全く知らなかった人が1割おられますね。だから、まだまだその認知度はあと1カ月で通知されますけど、もらったカードを何じゃろかって、その重要性を認識しない人も結構おるんじゃないかなと思います。まず、アンケートの中身をですね、まず最初にやり取りする前だと思いますが、そしてこのマイナンバー制度に対する懸念という、結局心配ですよ。これによってですね、質問の中身が、あなたが最も不安に思うことは何ですかということで、いろいろな項目がありますが、国により個人情報が一元管理され、監視・監督される恐れがあることということで、これはもう決まっておりますからですね、14.4%。一番多いのがですね、マイナンバーや個人情報の不正利用により被害に遭う恐れがあることという、これは3

8%、逆に増えてきております、4割近く。個人情報漏洩することにより、プライバシーが侵害される恐れがあること、これも35%、結構高い数字です。だから、このマイナンバー制度に対しての一般国民、一番町民の関心というのは、まだ不安、心配というのが見てとれますね。

そして、質問は後でやりますけど、懸念事項への対応をですね、どぎゃんすればよかつたろうかと聞いておりますが、社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み、これは43%なんです。やっぱりかなり高い頻度でこういう心配をしていると。それから、政府から独立した強い権限をもつ第三機関による監視、これは43%。一つじゃなくてですね、いくつか選んでおりますから、こういう数字なんです。じゃあマイナンバーをいつ誰がどのように使うかについて、法令による制限という項目もあります。これも4割近くで高いです。それと、個人情報をですね、個人で見ることができる人の制限、それぞれありますよね、見る人の制限、どういうあれか分かりません、これも4割近い。不正利用や情報漏洩をした人への罰則の強化、これも4割近くありますね。マイナンバーのみで本人確認の禁止というような、いろいろですね、この世論調査の中では不安要素も出てきております。ただ、メリットはですね、何なのかといたら、運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること、これが約4割近く、これくらいでしょうか。あと、よく分かりません。それから、魅力と聞いておりますが、特に魅力は感じることはない、31%ぐらい。国民の意識はまだまだ、これは国策ですから低いというふうに思います。

それで、一番大事なのはですね、この今から10月に配布されますけど、通知されますが、これに交換をすると、カードに、そういう人はですね、現時点では未定という人が約半分、47%。変えるかどうか分からない、今の段階では。個人番号カードの取得を希望するというのは24%、個人番号カードの取得を希望しない人が26%ぐらいおられるんですよ。結局、もう通知がいても、変えないという人がかなりおられるわけですから、まあ来年の1月にスタートしたときにいろんな不都合が生じるんじゃないかなろうかという、アンケートからですね、見てとれますが。

もう一つ、法人番号が今度制定、法人番号、これは国税庁のほうからいくと思えますが、知らなかったという人が、そういう法人が76%。だから、なかなか新聞とかに載っていますけど、こういう状況です。ですから、ちょっとですね、1番のほうから、条例のほうからまずお尋ねをいたします。これは今言いましたように、世論調査からもですね、情報漏洩とか不正使用とかそういうのがありますが、各課、各部署、各機関連携されますが、庁舎内で例えば税務課で福祉関係の情報が知りたいという場合は、記録がやっぱりちゃんとされておるんですか。それと、電信ので

すね、管理運営に関する規定というのがありますね。電子計算機の管理運営に関する規定というのが、この中に端末機、結局一番心配なのは端末機だと思うんですね。個人が使うところが一番問題かなと思うんですけど、それの方がですね、今、条例では端末機の使用にあたっては、次に掲げる行為をしてはならないと、別に定めのある場合は除くということで、業務処理に必要な情報以外の情報の検索、更新、出力することということですから、今ではなかなかできづらいんじゃないかと思いますが、こういうのも12月の条例で整備されていく予定ですか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 12月の上程は、行政手続における特定の個人を識別される番号に関する条例でございますが、町が個人番号を利用できる事務及び庁内連携ができる事務を定めるものとなる予定でございます。

それから、端末機につきましては、総務省から具体的なですね、財政的支援及び技術的支援がまだ通知されておりません。具体的な支援内容等が通知される段階で対応を検討してまいりたいと思います。これは物理的なですね、端末の分離というのがいわれておりますけれども、これも具体的にはまだ示されていないところでございます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 順番がですね、ちょっと飛んだりしますけれどもお許しをいただきたいと思います。

今現在で、その本庁で各課の連携がとれると、証明書の発行なんかはもうそれぞれあちこち行かんでも、その課で対応できるということで理解していいですかね、受けるほうからすると。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） そのとおりでございますが、例を申し上げますと、児童福祉手当等につきましては、これまで戸籍謄本、所得証明等が申請時に必要でございましたけれども、その後になりますと、この所得証明等は申請するだけで不要になるということでございます。そういった具合に、ほとんどが所得証明が添付していたのが、ほとんど要らなくなるということでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 多分、今までですね、各課ばらばら番号を持っておられたと思うんですね。例えば世帯では世帯番号、個人は個人番号、年金は年金番号、福祉関係は福祉関係なんかは番号がパソコン上あったんじゃないかと思いますが、それを全部統一をして、どこでも必要なときには照会して見えるというシステムに変わっていくということですかね。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

これには3つの分野でしか使えないことになっておりまして、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野でしか、このマイナンバーは使用することができません。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今から始まる課題でございますので、もう条例等については対応していただければ、それで結構かと思えます。

個人の立場から、このマイナンバーを受け取ったときにですね、じゃあどうなるのかなと思うんですが、例えば赤ちゃんからお年寄りまでという話なんですね、番号通知は。だけん、今度は通知は住所地に行くという話ですけど、新聞等によりますと、さっきの話では番号はランダムに、うちの情報が行って、向こうがランダムに数字を付けるんですか。日本地方公共団体情報システム機構という機構で付けてしまうと、それをまた一切こっちへ返して、それを受け取った町が個人の住所地に発送するという形になると理解していいですかね。付けるのは日本地方公共団体情報システム機構というのが付けて、それをもういただいて、そしてそれを配ると。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 通知書は地方公共団体情報システム機構から各住所地へ送付されます。その後、申請は町の窓口で申請をいただいて、交付も町の窓口で行いますが、その番号につきましては、御指摘のとおり、地方公共団体情報システム機構がランダムに付けたものを配布することになります。以上です。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） なかなか理解不足でやられたんですが、ということは町の関与はもうその町民と町とその地方公共団体情報システム機構というところとつながって、そしてお願いしたら、向こうのほうから住所地に発行をしてしまうということになるんですかね。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） お答えします。

10月5日で通知カードを発送することになりますけれども、それまでに生まれた方については、その情報によって通知カードがそれぞれに機構のほうから通知される。それと、その後ですね、生まれた方については、その届出があったごとに通知される、そういう形になると思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 大体そこらへんは理解できました。ただ、また個人の立場か

らですね、赤ちゃん、1歳児、2歳児でも行くわけですよ、そこの住所地に。その受け取りは、当然、お父さん、お母さんだと思います、代理人、保護者という形になると思いますが、それ以外にも年輩者の年寄りだとか、いろんな方がおられますけど、今100%、町から出すんじゃないということであれば、機構のほうから通知されたときに、届かない部分が出てくるんじゃないかと思いますが、そういう懸念はないでしょうかね、今。この通知が届かないと、新聞にも載ってありましたけどですね、かなり届かないのが出てくるんじゃないかということなんです。だから、町としてはそういう心配は今しておられませんか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） ドメスティックバイオレンスとかで被害に遭っている方等の心配がですね、報道等であっているかと思いますが、今その方たちについては9月の確か16日頃だったと思いますが、それまでに送り先を届けていただくというふうになっておりまして、そういった形でなるだけその住所地、今いらっしゃるところに届くような手続きを進めているところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もういよいよ始まりますとですね、準備対応するためにいろいろ意見をお伺いしとるわけですが、新聞によりますと、かなりもう向こうは業者を通じて、日本地方公共団体情報システム機構というのは、そこがまた業者を頼んで、そこからまたよそに入ってしまうものですから、間にずっと入られるんですよ、入札をして。こういうやっぱり275万世帯が届かない恐れがあるとか情報がありますので、我が町でそういうことが少しでも減りますようにですね、十分な対応をまたお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一つですね、また国庫に今からいくものですから、いろんな対応が出てくると思いますが、赤ちゃん、結局、未成年のそういう取得ですよ、はどうなるんですかね。

○議長（寺本修一君） ちょっと待って。その前に答弁に対しての修正があるそうなので、山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほどの通知カードの発行者は誰かとのことですが、市区町村長でございます。なお、この通知カードの発行は地方公共団体情報システム機構が全国の市区町村長から委任を受けて実施しますということで訂正方をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 分かりました。じゃあ先の例えばその機構が配るんじゃなくて、聞こえからまた町に返ってきたものということですかね。市町村長から委任を

受けた機構が番号を付して、それをまた送り返して、町が配るということですか。

○議長（寺本修一君） 執行部、席が右左ありますので、答弁の方は返事をしてから挙手をお願いします。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 通知カードの送付、それから個人番号カードの交付といった、二種類になるわけですけれども、個人番号カードにつきましては、うちの住基カードに登録された方について、機構が、先ほど説明がありましたとおり、ランダムに付番をして、そして各個人に送付すると。それに基づいて、その個人番号カードの申請を行うと。その具体的には、その中にですね、送られたものにその申請書等が入っているということです。写真を添付して機構に戻す、そうするとその機構がそれぞれの町に対して、その申請があったものについて個人番号カードが送られてくる。1月1日以降において、その本人に通知をしまして、本人が窓口で受け取るという形になっております。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時29分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平松君。

○11番（平松洋一君） 何か分かったような分からないような、機構があります関係で、そこでもうほとんど機構のほうでそういう割り振りから何かからしてしまうという感じだと思いますが、ただ今度は住民の立場から考えるとですね、その番号はもう一生その番号を使うということになっていますし、そしてただ有効期間が何年なのか、一生といっても。いや、カード有効期間はですね、総務省のほうでは違うんですよ。だけん、15歳未満は結局5年ですよ。番号は一緒ですよ、一生涯。ただ、カードが5年で使えなくなる。だから、その15歳から20歳までは5回目の誕生日、20歳以上は10年と、結局は写真のほうも添付はですね、恐らく希望せんと。有効期間、これはマイナンバーと個人番号カードの交付方針です。ですから、有効期間とかそういうのもあるみたいですね。詳細についてはですね、今後の問題ですから、役場のほうでですね、十分そういうそつがないように対応していただければ結構です。ただ、私が一番最初心配しましたのは、もう細かいことは今日言いませんけどですね、電算のほうもそういう対応をしていただければ結構ですし、ただそのいろんな情報が照会して見ることがができますので、そこらへんの対応をですね、どうきちんとセキュリティといいますかね、されるのか。そして、これは日

本年金機構の問題ですけど、何百万という情報流出がありました、これの発端は結局、一番末端の職員の不審メールを開けた関係で、それから始まるとるみたいですね、この情報によると。だから、1,800の自治体、またそれぞれ広がっていきますから、そういう中での一番末端の端末機の状態がですね、どのような状態になるのか、そのセキュリティの関係でですね、もう一回、総務課長にそういう対応が可能かどうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほど申しましたとおり、このメールと今ですね、システムがつながっている状態でございますが、ここは機械的にですね、今、振り分けております。これが総務省から来ましたが、先ほど申しましたとおり、物理的に分けるということは、完全に端末機をその個人のを各部署に置くのか、そういうのが検討がなされているところでございます。ですから、ここのところは実際は線はつながっているけれども、そこから進入できないようなシステムになっております。セキュリティに関して、職員をその研修も行ってございまして、対応はやっていきます。

それから、先ほどの個人番号カードの有効期限は、申されましたとおり、20歳以上の方は10年、それから20歳未満の方は大きくなりますので、形とかが変わりますので5年ということになっております。最初に配布されます通知カードのほうはですね、これは有効期限はございません。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 一番問題になるのがですね、年金でいろいろ情報がありましたけれども、今回やっぱり敬遠されたのはそこですから、これも第三者検証委員の報告書ということで新聞にも載っておりましたが、厚生労働省の監督体制欠如とかですね、あるいは現場のですね、厚生労働省と年金機構の危機感が欠落しとったと、もう欠落と。これは日本年金機構がですね、5月の8日に不審メールを開封して、そしてその次の交流の付箋になったと。一番最初、それを開けた関係で、そしてそれを気づかずにどんどんどんどん広がっていったという話ですから、やっぱり今インターネット社会で、たいへん情報がですね、外部から侵入できる危険性もありますので、ここの対応等についてはですね、まあ電算の照会とかはもう物理的な照会はいいと思えますが、そういう故意に外部から侵入される、そしてもう一つはそこに扱う方々がですね、やっぱりしっかりそのモラルというんですかね、法的遵守をされて取り扱うということが基本になりますので、そこらへんのまた研修をですね、お願いをしたいと思えますけど。

それと、もう時間もあれですからですね、総括的に質問を、一つじゃなくてもう

済ませておりますけれども、先進事例を聞きますと、アメリカとか韓国とかは、もうかなり入っておりますけど、アメリカではですね、マイナンバーが売買されるとかですね、死んだ家族になりすますことで年金を不正受給しているとか、それから不法でアメリカに入国している人がナンバーを盗み、働き先を探しているとか、いろいろあるみたいですけど、今からスタートする日本の話ですから、行政としてそういう対応を精一杯していただければですね、いいと思います。

最後に町長ですね、これに対する組織対応をですね、こういうことはないとは思いますが、そういうコンプライアンス的なところ、法的なところをどう取り組まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 基本的には、マイナンバー制度であろうとですね、パソコンを使う事務であろうと、手書きの事務であろうと、基本は人でありますから、この部分をしっかりと研修し、自覚をさせていくということが大切であろうかと思います。特に大きな節目を迎えることでありますので、しっかりと対応していきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 細かいことはもう今日はですね、終わりたいと思いますが、今、町長から決意とか言葉がありましたとおり、一番大事なのは、心配しているのは、情報が漏れたり、あるいは不正使用されたり、そういうところですので、十分な研修をされて、そういうことのないようにお願いをしておきたいと思えます。一部情報ではですね、インターネット回線を遮断をして、専用のパソコンで回線をつなぐ以外、情報遺漏は防げないのではないかという意見さえ今出ております。いずれにしても、これからスタートを切るこのマイナンバー制度でございますから、さらなる周知徹底をですね、図るとともに、懸念される情報の流出防止策をさらに徹底されますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 平松君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後1時40分

## 平成27年第3回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年9月18日

午前10時 開 議

於 議 場

### 1 議事日程

（一括議題＝第1から第10まで）

- 第 1 認定第 1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第11 議案第60号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第61号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 発議第 4号 特別委員会の設置に関する決議について
- 第14 特別委員会委員の選任
- 第15 議員派遣の件

（一括議題＝第16から第19まで）

第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

(3号の追加1)

第 1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員 (16人)

1番 荒川 知章 君

2番 坂本 登 君

3番 宮内 道則 君

4番 寺本 順一 君

5番 古村 逸男 君

6番 白坂 康浩 君

7番 草野 安道 君

8番 前田 徹一 君

9番 元山 秀志 君

10番 宮尾 秀行 君

11番 平松 洋一 君

12番 川尻 成美 君

13番 藤井 公明 君

14番 岡部 恵美子 君

15番 水口 宣之 君

16番 寺本 修一 君

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町 長 竹崎 一成 君

副町長 藤崎 正司 君

教育委員長 澁谷 百錬 君

教育長 竹浦 裕道 君

総務課長 山元 信作 君

企画財政課長 柳田 豊彦 君

税務課長 楠原 清照 君

住民生活課長 一丸 喜八郎 君

福祉課長 宮下 祐一 君

農林水産課長 藤井 哲郎 君

商工観光課長 園川 民夫 君

建設課長 下田 研 君

上下水道課長 坂道 征一 君

会計管理者兼  
会計室長 井手口 浩二 君

田浦基幹支所長 溝下 博行 君

教育課長 大塚 雄二 君

生涯学習課長 江上 繁 君

農業委員会  
事務局長 告畑 一彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 岩間 睦生 君

次長(課長補佐) 福田 貴司 君

## 議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

### 1 議員研修

- (1) 目的 議会改革及び議会活性化に関する先進地の事例等について研修し本町の議会改革に資するため
- (2) 派遣場所 北海道栗山町・当別町・夕張市
- (3) 期間 平成27年10月19日(月)～21日(水)
- (4) 派遣議員 議員全員

### 2 熊本県町村議会議長会(議員研修会)

- (1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 益城町文化会館
- (3) 期間 平成27年10月27日(火)
- (4) 派遣議員 議員全員

### 3 熊本県町村議会議長会(広報研修会)

- (1) 目的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館
- (3) 期間 平成27年11月20日(金)
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員

平成27年9月18日

芦北町議会議長 寺本 修一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

定刻に若干時間がありますが、全員お揃いですので、ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第 1 認定第 1号 平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 9号 平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第52号 平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第1、認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第10、議案第52号「平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後に一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、9月7日に当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」9月7日、9日及び10日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき、執行から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたか、それによってどのように行政効果が発揮できたかなど、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、平成26年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は103億3,531万4,479円で、予算に対して97.5%の決算となっており、前年度決算と比較すると10億7,477万7,009円の減となっております。

一方、歳出決算総額は97億2,107万4,493円で、前年度比10億2,741万2,831円の減となっております。

決算額が減となった主な要因として、歳入については国庫支出金、県支出金、諸収入等の減であり、歳出については普通建設事業費、補助事業費等、災害復旧費などの減によるものです。

財政指標については、経常収支比率が前年度比3.9ポイント増の89.6%となったものの、実質公債費比率は、記載償還金の減少等により0.3ポイント減の4.4%、将来負担比率は、起債残高が減少し基金が増加した結果、将来負担額がマイナスとなり、数値表記されず、総合的に判断すると健全財政が保たれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、企画財政課について申し上げます。企画財政課では、新たに平成27年度から平成36年度までの芦北町総合計画（第二次）が策定されました。事業として、人材育成、地域・民間団体の支援、国際化・国際交流の推進、公共交通機関の維持、高速交通体系等の整備に係る各種事業が実施されております。

まちづくり支援事業では、各地域に担当職員を配置し、地域と行政との協働によるまちづくりが行われております。

また、結婚・定住支援事業では、年4回の婚活イベントなど、出会いの場の提供とともに、結婚・定住アドバイザーによる支援が行われております。

ふるさとづくり基金運用事業、長寿社会づくりソフト事業等におきましては、各種団体の地域づくり活動の支援や、地元資源の保全・有効活用等が図られております。

国際化・国際交流事業では、国際交流員招へい事業や芦北町国際交流協会の活動

支援が行われ、住民との交流を通して国際理解・国際協力の促進が図られております。

公共交通機関の維持、高速交通体系の整備については、地方バス運行対策事業、高速交通対策事業等が行われ、生活路線を確保するためにバス事業者への補助金や、効率的な運行体制による財政的負担の軽減に努め、利用者の利便性の向上と利用促進が図られております。

主な質疑として、再生可能エネルギー投資事業について、5%から10%の利益が出ると説明を受けていたが、今回の決算では売電益だけで2.6%程度の利益となっている。また、売却益についてはどうなっているのかとの質疑に対し、今回は昨年まで売電を開始していた4施設の売電益を配分しているものであるが、今後、売電を開始する施設が増えてくるため売電益は増えてくるとの答弁がありました。

また、売却については、施設の完成に合わせて投資運営会社が債権の売却手続きを進めていくとの答弁でありました。

次に、税務課について申し上げます。

税務課では、町税の課税・徴収のほか、地籍調査事業が行われております。

歳出については、全体で予算額1億6,660万3,000円に対し、決算額1億5,892万9,814円となり、21.2%の減となりました。

町の課税・徴収については、現年課税分調定額15億2,366万3,194円に対し、収入済額15億773万3,740円で、98.95%の徴収率となっております。また、現年分滞納繰越分を合計した収納率は、平成24年度は93.88%、平成25年度は94.31%、平成26年度は94.69%と、年々増加しており、各種財産の差し押さえ等の厳正な滞納処分の効果が見られました。また、県職員併任徴収や研修による徴収職員のスキルアップも行いました。

地籍調査事業においては、平成26年度をもって完了し、旧田浦町地域、旧芦北町地域を合わせて、41年間の歳月と、総事業費17億6,305万円を投じ、本町総面積233.81km<sup>2</sup>のうち88%、認定面積205.81km<sup>2</sup>の整備がなされました。

主な質疑として、地籍調査後の面積、税額の増減はどうなったのかとの質疑に対し、登記面積は約2倍の増、土地分納税額は調定額で約2,400万円の増となったとの答弁でありました。

また、旧田浦町の再調査事業の可能性はどれくらいかとの質疑に対し、非常に厳しいと思われるが、採択に向けた取組を続けていくとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。

議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっ

ております。議会費の決算額は1億2,357万893円で、執行率97.5%、監査委員費の決算額は115万3,975円となり、執行率は87.7%でした。

主な質疑として、決算額が前年度に比べて増えているのはなぜかとの質疑に対し、議会広報紙をカラー印刷にしたための印刷製本費の増と人件費等の増によるものとの答弁がありました。

次に、田浦基幹支所について申し上げます。

職員6人体制で、総務関係、出納・税務関係、住民異動・福祉・保険年金関係、環境衛生及び産業経済関係などの窓口業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上などが図られております。また、施設清掃等委託業務、庁舎及び公用車の修繕などが行われ、安全で快適な利用環境の整備が行われております。

主な質疑として、窓口の利用状況はどうかとの質疑に対し、平成26年度に取り扱った事務処理件数は、戸籍等が8,002件、会計事務が6,927件、その他5,684件の、約2万600件であったとの答弁がありました。

また、光熱費に係る不用額が大きいのが、予算計上にあたっては過去の実績を踏まえた上で予算の積算を行えばよいのではないかとの意見がありました。

次に、総務課について申し上げます。

総務課では、男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進や、交通安全対策、防犯対策及び防災体制の強化、職員の人材育成、区長会、入札・契約事務事業、庁舎維持管理事業、財産管理事業をはじめ、町の情報発信に係る各種事業が行われております。

防犯対策では、防犯灯62基の設置補助や、防犯カメラを御立岬公園駐車場など6基設置されております。

防災体制の強化では、芦北町防災会議が開催され、関係機関との連携強化を図るとともに、台風や大雨等災害時の避難所体制の整備が行われました。

広報事業における広報あしきたでは、イベントカレンダーや特集ページを企画するなど、紙面の充実を図っており、2年連続、熊本県広報コンクールにおいて表彰を受けております。

電子計算機器管理におきましては、社会保障・税番号制度開始に伴う関係業務のシステム改修が行われました。

主な質疑として、職員研修の速読研修について、会場と費用はどの質疑があり、役場会議室にて2回行われ、委託料は16万2,000円であったとの答弁がありました。

財産管理事業において、遊休地、里道等の払い下げの希望者があれば、積極的に払い下げを行ってほしいが、町の考えはどうかとの質疑があり、今年度、遊休地を

宅地分譲する予定であり、今後も遊休地については積極的に払い下げていきたいとの答弁がありました。

また、払い下げ価格が高いと聞いたが、どのように価格設定がなされているのかとの質疑に対し、坪単価については近隣の売買価格、標準地価格、路線価等を勘案して決定していきたいとの答弁がありました。なお、町が払い下げをする場合は、民間の不動産価格より安価に提供することも住民サービスではないかと思うので、検討してほしいとの意見もありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、慎重に審査をした結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」外3つの特別会計の決算認定についてと、議案第52号「平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、現地調査も含めて、9月7日、10日及び11日に審査を行いました。

審査に当たりまして、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。

防災・災害対策事業では、小田浦和田地区遊水池の浚渫工事と、女島牛の水地区排水路にフラップゲートを設置し、併せて可搬ポンプを配備したことにより、大雨や高潮時の浸水被害解消に向けて排水機能の向上が図られております。また、河川の改修工事13件、河川維持工事2件及び町道の災害防除工事2路線も実施されております。

公共土木施設災害復旧事業では、平成25年9月の台風17号により発生した道路災害2件、平成26年7月の梅雨前線豪雨により発生した河川災害9件及び道路災害2件の復旧が行われております。また、小災害復旧事業では、国庫補助の対象にならない生活関連施設等の災害復旧3件に対し補助金が交付され、早期復旧が図

られております。

急傾斜地崩壊対策事業等では、才木地区をはじめ、8箇所について事業費の一部を町から負担してあります。また、がけ地崩壊対策事業では、1件に対して補助を実施してあります。

港湾海岸局部改良事業では、計石物揚場補修工事、佐敷海岸改良事業では、地盤改良、田浦海岸改良事業では、小田浦地区にある県排水機場の改修工事が実施され、その事業費の一部を町から負担してあります。

公営住宅管理事業では、湯南団地の外壁屋根改修工事のほか、各団地の住宅修繕を随時行ってあり、除草及び樹木剪定作業を業務委託により環境美化も図られております。

交通ネットワークの整備では、町道射場芦北線の改良事業をはじめ、道路改良12路線、橋梁改修維持工事1橋、ガードレール等設置9路線、道路維持修繕6路線、側溝整備9路線及び舗装工事13路線が実施されております。

排水路整備事業では、平生地区及び田川地区の家庭排水路整備事業に対し補助金が交付され、快適な生活環境の整備が図られております。

このほか熊本県に対し、住民から改良等の要望がある県道について、事業実施を要望するとともに、芦北坂本線外6路線の道路改良などに係る費用の一部を負担してあります。

主な質疑を申し上げますと、道路改良等に対する陳情等はどれくらいあっているかとの質疑に対し、平成26年度は140件の要望があっており、危険度の高いものから対応しているとの答弁がありました。

また、古い町営住宅のトイレの改修は考えていないかとの質疑に対し、長寿命化計画に基づいた改修、修繕を行っているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。

一般会計の浄化槽設置費助成事業では、37基の浄化槽設置に対し補助金を交付してあります。また、飲料水供給施設整備事業では、立川第二水道組合及び簸瀨水道組合に補助金が交付され、衛生的な飲料水の確保が図られております。

主な質疑を申し上げますと、浄化槽設置に係る補助金の対象は個人だけなのかとの質疑に対し、法人も対象にしているとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区簡易水道改修工事をはじめ、計画的に管の布設替えや施設の点検整備等を実施してあります。

主な質疑を申し上げますと、水質検査で異常はなかったかとの質疑に対し、法の定めにより水質検査を行っており、異常は認められなかったとの答弁がありまし

た。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が32件あり、水洗化率は78.8%、前年度と比較して1.1ポイント向上しております。

主な質疑を申し上げますと、新規接続に対し補助があるのかとの質疑に対し、新築を除き1件当たり20万円を上限として補助を行っているとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況の良好な箇所については、通常2か月ごとの点検を3か月ごとに減らしたことにより、経費が削減されております。

主な質疑を申し上げますと、点検の回数を減らして実施しているが問題はないのかとの質疑に対し、特に問題は発生していないとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収支及び資本的収支の説明がなされ、主な事業として花岡浄水場送水ポンプ更新事業などが行われています。

今回は、地方公営企業法等の改正後の決算となっているため、新会計制度適用に伴う臨時的な収益が新たに生じています。このことを含めた当年度の未処分利益剰余金は5,962万1,068円であり、剰余金処分計算書のとおり450万円を自己資金に組み入れた後の繰越利益剰余金は5,512万1,068円となっております。

主な質疑を申し上げますと、漏水調査等を行い経営の安定に努めるべきではないかとの質疑に対し、最重点課題として漏水対策に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。

まず、新たな商品開発事業では、「岬の御塩」を使った新商品として、二種類のラスク、甘夏果汁入り塩飴、スポーツタイプ塩飴をはじめ、県内菓子メーカーに委託して多様な商品化に取り組まれております。

商工業の育成と振興については、中小零細企業支援として資金融資の保証料補助のほか、プレミアム付き商品券の発行総額を1億4,300万円に増額する措置を行うなど、芦北町商工会の事業に対し補助金を交付してあります。

企業誘致対策事業では、旧白木小学校跡にロックアイスを製造する企業「株式会

社アクアピア」が、また矢城牧場跡地の大規模太陽光発電所がそれぞれに操業を開始されており、御立岬残土処理場のメガソーラーについても間もなく工事が開始される見込みとのことでした。

労政対策事業では、離職を余儀なくされた求職者を対象に、緊急雇用創出基金事業を活用し、4事業を実施し、9人の雇用が創出されております。

観光振興対策としては、九州新幹線及び南九州西回り自動車道利用者や、県内外からの誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船など、本町主要観光資源のPRが継続して行われています。

また、9年目の「芦北伽哩街道」は、定着したイベントとなっており、観光客からは好評を博しています。

なお、平成26年度の観光入り込み客数は、前年比1.6%減の203万5,164人となりましたが、夏場の天候不良などで海水浴客が減少したことが要因との説明がありました。

主な質疑を申し上げますと、観光入り込み客数の減少に対し町はどのような対応策を考えているのかとの質疑に対し、観光客誘致に向け県南自治体の観光施設との連携を図り、さらにPRの充実を図っていくとの答弁がありました。

また、御立岬公園の製塩関連事業の収支状況はどの質疑に対し、詳しい収支内容の説明がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、町内外に類似施設が存在するため、経営は厳しい状況が続いておりますが、平成25年度改修工事を実施した湯浦温泉センター及び大野温泉センターは大幅な利用客の伸びとなっており、4温泉施設を合わせても前年と比較し30.1%の入浴客数の向上が図られております。

主な質疑を申し上げますと、湯浦温泉センターの入浴客がリニューアルにより大幅に増加しているが、温泉観光センターと計石温泉センターの改修は考えていないのかとの質疑に対し、現時点では予定していないとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管分について申し上げます。

農業委員会では、耕作放棄地対策として利用状況調査を行うとともに、農地パトロールを含めた現地調査も実施されております。また、農業経営基盤強化促進事業により農地の所有権移転及び利用権設定を行い、農地の有効利用と農業生産法人等への農地集積が図られております。

農地和解仲介事業では、12件の相談があり、地元農業委員の立会いにより、全て解決されております。

耕作放棄地対策の一環として、町民で家庭菜園や花の栽培を行いたい者に対し、

町が仲介役となり、1区画20㎡の農地を貸し出す特定農地貸付事業を実施し、14人に23区画を貸し出し、農地の有効利用が図られています。

主な質疑を申し上げますと、農地中間管理機構が行う農地の貸し借りについて、もっと農業者にPRを行ったらどうかとの質疑に対し、平成26年度に始まったばかりの事業であり、今後、広報等を利用して制度の周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。

農業振興費の水田農業対策では、米の生産調整の目標を達成したほか、中山間地域等直接支払及び多面的支払交付金事業で、農地の適切な維持に努めるとともに、農地の貸し借りを推進するために、農地流動化促進事業も引き続き実施されています。また、近年、大きな問題となっています鳥獣被害対策でも、電気柵設置及び罨免許取得費用の助成を行うとともに、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会で箱罨の貸出しが実施されております。

果樹振興対策では、ハウスの設置をはじめ新品種苗木の導入、長期鮮度保持機能のPプラス資材費導入及び作業費受託利用料の助成が実施されております。

花き・野菜振興対策では、農業施設化設置事業により、単棟パイプハウス5棟が設置されております。

畜産振興対策では、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産素牛や繁殖牛の購入費助成及び畜産ヘルパー事業が実施されております。

農地・農道・農業用水等の保全管理事業では、新しく始まった多面的機能支払交付金事業と、引き続き取り組んでいる中山間地域等直接支払交付金事業（37集落450ha）により、農地の保全管理及び農地のもつ多面的機能の確保が図られております。

人・農地プラン推進及び法人化事業では、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、高岡地区ほか5地区の「人・農地プラン」が作成・更新されております。また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に交付される青年就農交付金は、8件の11人に交付されております。その他、多目的研修センターの老朽化に伴い、外壁塗装や屋上防水等の改修が行われています。

農業基盤の整備として、広域農道維持管理のほか、中山間地域総合整備事業により、大川内地区をはじめ、用排水路・農道整備などが実施され、事業費の一部を熊本県に負担してあります。

災害復旧事業では、平成26年に発生した災害7件の復旧を行っています。また、農業基盤促進事業では、水田の汎用化を図り流動化につなげるため、水田地下水制御システムを大野地区ほか4地区に導入されております。

林業振興費では、町有林維持管理事業のほか、森を育てる間伐材利用促進事業により間伐材生産経費の一部を助成し、優良な間伐材の流通促進と価格安定が図られております。また、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設（新築12件）に対し補助金が交付されております。

間伐等促進事業では、健全な森林の育成を図るため、切捨間伐などの35.06haに対し補助金が交付されております。

林道維持管理事業では、林道国見線外4路線の修繕等が実施されております。また、単町林道舗装事業では、宇土線ほか21路線の整備に補助を行い、2,636mのコンクリート舗装が実施され、作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られております。その他、単県治山事業では、告地区単県治山事業が完了しております。

水産業振興費では、漁業協同組合合併後の施設整備支援をはじめ、漁獲量の減少を改善するために、ヒラメ、ガザミ、マダイ、クルマエビ及びアサリ貝等の放流事業が継続して実施されております。なお、芦北町漁協では、特産品開発としてクマモト・オイスターに加え、マガキの養殖試験にも取り組まれております。その他、町内中学生によるうたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解が深められております。

漁港整備事業では、牛の水漁港改修工事をはじめ、海浦漁港物揚場及び護岸修繕等が実施され、漁港の安全・機能回復が図られております。

主な質疑を申し上げますと、農業関係では法人化支援事業の対象はどうなっているのかとの質疑に対し、集落で組織するもので、法人設立のための経費が対象となっており、家族で組織する法人等は対象とならないとの答弁がありました。

林業関係では、林産物の価格低迷により経営が厳しい中、林道及び作業道整備で個人で受けられる助成事業はないか、また補助基準はどの質疑に対し、開設及び改良を目的とする事業では受益者3人以上となっており、事業費上限は200万円、計画幅員は3m以上となっているとの答弁がありました。

水産業関係では、乱獲に対する調整はできないのかとの質疑に対し、漁業関係者及び県担当者と乱獲防止対策について協議を行っているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に認定について」外3つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第52号「平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認

定について」は、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月7日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定」及び認定第2号「平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」外3件の特別会計の決算の認定について、9月7日、9日及び11日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、生涯学習課では、「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心の人づくり」並びに教育立町の理念である「温故創新」を実現するため、生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進が図られております。

生涯学習の充実では、町民講座、平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽などに寄与するとともに、意識の高揚が図られております。

また、青少年の健全育成については、心豊かな子どもたちを育む学習の場を提供するため、子ども講座、子ども体験学習、演奏家派遣事業、放課後子ども教室等を実施するなど、充実した取組が継続されております。

文化振興では、葦北鉄砲隊創隊10周年記念事業の「全国火縄銃サミット」の開催にあたり、実行委員会に補助金を交付してあります。演武大会のフィナーレでは、251人による一斉射撃に成功し、世界記録としてギネスに認定されたことなどにより、本町の文化振興に取り組む積極的な姿勢のみでなく、さまざまな情報を国内外に発信され、大きな反響を呼ぶとともに、本町の魅力がさらに高まっております。

また、国登録有形文化財の武徳殿は、老朽化に伴う今後の保存・活用に関して、先進地視察を実施されるなど、検討が行われております。

体育振興では、スポーツ振興事業補助金のうち、大会出場補助金は前年度より2倍近い交付となっております。結果として、全国大会や九州大会などで活躍し、優秀な成績を多く残しております。このように、大会出場補助金はスポーツの振興を図るうえで十分な効果が現れております。

星野富弘美術館では、多くの来館者に親しまれるとともに、感動と勇気を与え続けておりますが、年4回の企画展や公募展を開催するなど、趣向を凝らした取組が行われております。

主な質疑として、女島地区生涯学習センターは残してほしいという要望もあるが、今後の計画はどうなっているのかという質疑に対し、現在のところ地元の要望が強いため、引き続き残す考えであるとの答弁がありました。

また、スポーツの国際大会にも出場する選手がいるが、海外での大会の場合は特別な補助金を交付するのかという質疑に対し、国際大会出場には4万円の補助金を交付している。なお、高校生以下については、国内の最高額に合わせて旅費分も上乘せしているとの答弁がありました。

次に、住民生活課に係る決算について報告いたします。

一般会計と国民健康保険事業特別会計外2件の特別会計を併せて報告いたします。

一般会計につきましては、施策の大綱は「人にやさしい快適なまちづくり」であります。保健衛生対策では、保健センターを拠点として、保健衛生、母子保健、精神保健、歯科保健、各種予防接種、健康管理、健診、健康教育相談等の各種保健事業を推進されております。

保健衛生事業では、健康に関する実態調査を実施し、健康づくりの取り組むべき方向性の分析などを行うとともに、芦北町健康づくり推進計画を策定してあります。

母子保健事業では、母親の妊娠期には「新米パパママ教室」を実施し、子育ての時期には「子育てサークル（デコポンキッズ）」や「離乳食教室」を実施してあります。このことにより、乳幼児の健康に関する問題の早期発見及び保護者の育児不安、育児ストレスなどの解消が図られております。

健康教育相談事業では、10月26日（日）に社会教育センターで芦北町健康フェアを開催され、その中で町内全域において普及することとしている「あしきた健康体操」を初披露されております。

女島活力推進センター環境学習公園芝張等整備事業では、地域のもやい直し、環境学習及び地域間交流をさらに充実するため、グラウンド芝張工6,500㎡と、花公園客土2,300㎡が実施されております。

主な質疑として、女島活力推進センターの芝張りが完了しているが、今後の活用と使用料はどのようになっているのかという質疑に対し、主に地区のグラウンドゴルフ大会などの計画があり、使用料金は午前・午後・夜間の3区分があり、それぞれ全面使用1,000円であるとの答弁がありました。

また、水俣病相談窓口業務の件数が4,001件と増えているが、内容はどのようなものかという質疑に対し、温泉、はり、きゅう等が3,609件、手帳の返還・変更等が352件、申請等の相談が40件であるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、少子高齢化や保険税負担能力の低い所得者層の増加、さらには疾病構造の変化や医療技術の高度化等に伴い、国民健康保険財政はますます厳しさを増している中、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目指した人間ドックの助成が行われております。また、パンフレットの配布等による啓発活動を行い、医療費の適正化に取り組まれております。

次に、直診勘定については、吉尾温泉診療所は吉尾地区におけるへき地診療所として重要な役割を担っており、常勤医師の確保が極めて厳しい中、へき地医療支援機構等の支援を受け、派遣医師による週3日（火・木・土曜日）の診療体制が継続されております。

主な質疑として、医師の派遣はどのようになっているのかという質疑に対し、熊本整形外科病院、高野病院、熊本総合病院、松本医院の先生にお願いしていたとの答弁がありました。

次に、介護保険事業特別会計については、第5期介護保険事業計画3年目として、支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防等に資する地域支援事業を行うとともに、要介護・要支援状態になるのを防止するため、閉じこもり予防通所支援事業、高齢者筋力向上トレーニング事業等を積極的に展開されております。

また、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメント事業などを実施し、高齢者の生活機能低下の早期発見・予防、自立した生活の維持に取り組まれております。

主な質疑として、介護保険料の滞納状況について、人数及び世帯の状況など把握しているのかという質疑に対し、滞納者数は現年度分と過年度分を合わせて248人である。なお、世帯の状況については、把握していないとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、後期高齢者医療広域連合が保険者として被保険者の認定や保険料率の決定、医療給付などの制度運営を行う一方、町は申請や相談などの窓口業務、保険料徴収等に努められております。

被保険者の疾病の予防及び早期発見、早期治療に資するため、後期高齢者健診を実施されております。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も実施されております。

次に、教育課に係る決算について報告いたします。

学校教育では、将来を担う子どもたちに、徳育を根底に知育・体育を総和した基

礎・基本の修得による学力向上、生命の尊重及び公共心の向上、我が国と郷土並びに国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを目標に掲げ、諸々の事業を実施されております。

主な事業として、全国学力状況調査に併せて、小学校4年、5年、中学校1年、2年生に対して、本町独自で学力検査を実施するとともに、ICT機器を活用した学力充実研究指定校の指定や、英語検定・漢字検定受験料の助成を行っております。

また、各小中学校の一般教室にエアコンが設置され、快適な学習環境が整備されております。

なお、支援を必要とする児童・生徒に対して、各小・中学校に特別支援教育支援員13人を派遣するとともに、各中学校に不登校対策支援員3人を配置し、きめ細かな指導に取り組まれております。

主な質疑として、英語検定の受験者数が前年度より80人程度増加しているが、理由は何かという質疑に対し、英語検定・漢字検定に共通することであるが、継続していると意欲がわいてきて、次の級を受験したいという気持ちの現れだと思われるとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計については、大学生39人、高校生2人に対し貸し付けが行われており、町内の優秀な学徒で経済的理由による修学困難者への便宜が図られております。また、大学生については、平成24年度から月額3万円を5万円に限度額を増額されたことにより、貸し付けを受ける学生は増加傾向にあります。

主な質疑として、過年度分の滞納者数は何人で、その請求はどのように行われているのかという質疑に対し、過年度分の滞納者は20人、滞納整理については3か月ごとに文書催告するとともに、電話でも催告しており、夜間徴収も実施するなど、努力しているとの答弁がありました。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。

福祉課では、総合計画に掲げる基本目標の「人にやさしい快適なまちづくり」を目指し、社会福祉、障害者福祉、児童及び母子・父子福祉、保育所、高齢者福祉の各種事業に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努められております。

また、新規事業として、消費税率引き上げに際し、所得の低い方々への負担軽減及び子育て世帯への影響を緩和すること等を目的とした臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金については、制度の周知とともに申請勧奨に努められ、適正に支給されております。

主な質疑として、芦北町見守りネットワーク事業では、どのような効果を上げて

いるのかという質疑に対し、本事業は一人暮らしの高齢者等に対して地域住民が主体となって関係機関と連携し見守り活動を行うものであり、熊本県建設業協会芦北支部や熊日新聞の各販売店など、5事業者と協定を締結している。効果としては、芦北町見守りネットワーク事業の概要説明を区長に行い、地域での話し合いを進め、意識を高めていただいているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定」及び認定第2号「平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」外3件の特別会計の決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 建設経済常任委員長にお尋ねいたします。

資料の報告書の4ページ、後段になりますけれども、商工観光課より、御立岬公園製塩関連事業の収支について、詳しい収支内容の説明があっておりますが、その収支内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） ただいまの寺本議員の御質問にお答えをいたします。

当委員会で受けました御立岬公園の製塩関連事業の収支内容につきましては、まず収入総額として2,134万8,000円、これに対しまして支出総額1,947万9,000円となっております、186万9,000円の利益となっております。

収入には、塩商品の売上収入1,282万7,000円、委託料等で852万1,000円となっております、この委託料の中には一般会計の商工費から支出されております製塩体験所運営委託料の560万9,000円が含まれております。

また、主な支出としましては、人件費673万5,000円、塩商品の仕入れ代として923万4,000円となっております。

なお、売上収入及び仕入れ代は、6月議会で報告がありました有限会社御立岬公園の経営状況の報告に含まれているとの説明がありました。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから日程第1、認定第1号から日程第10、議案第52号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号、平成26年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成26年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成26年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成26年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成26年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成26年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成26年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、平成26年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第52号、平成26年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり

り可決及び認定することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

**第11 議案第60号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第5号）**

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第60号「平成27年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、議案第60号、平成27年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

今回の補正は、台風15号の接近により発生をいたしました町道、農林道、町有施設等の災害の復旧に要する経費を追加提案させていただくものであります。

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ9,156万1,000円を追加し、予算の総額を100億6,677万4,000円といたしましたものです。

補正の内容を申し上げたいと思います。7ページの事項別明細書を御覧ください。

まず、2款総務費の財産管理費87万円につきましては、旧大野中学校の倒木処理に係る必要であります。

次に、3款民生費の福祉センター管理費7万8,000円は、センターのアリーナにおいて、台風を原因としまして漏電が発生をしたため、その調査と復旧を目指す委託料でございます。

4款衛生費の環境衛生費80万9,000円につきましては、女島活力推進センター敷地内の風倒木処理の経費であります。

次に、塵芥処理費965万6,000円は、災害で発生いたしました廃棄物を収納するためのフレコンバック需用費であります。11万1,000円、災害廃棄物の処理委託料815万8,000円、廃棄物の積み込みに使用いたします重機等の借上料84万7,000円、破損してプレハブ倉庫の購入費54万円であります。

次は、8ページになります。

5款農林水産業費における農道施設事業費213万6,000円は、広域農道な

どの復旧に係る重機借上料であります。

かんがい排水改良事業費 50万1,000円につきましては、塩浸地区水田の用水路が地滑りのため使用できなくなりました。これに応急的に対応するために水中ポンプを設置するための費用を計上したものであります。

農業施設管理費の171万9,000円は、農村公園内の風倒木処理委託料と、大野農村広場の管理棟が破損しましたので、これに代わるプレハブ倉庫の借上料を計上しております。

林業振興費の183万2,000円は、町有林内の風倒木処理のための町有林管理人に対する賃金と重機借上料であります。

林道費の1,047万3,000円は、町管理林道19路線に対する風倒木処理のための重機借上料であります。

次は、6款商工費でありますけれども、観光費の278万4,000円は、吉尾にありますほたるの里遊歩道をはじめとする施設の倒木等の処理にかかるものと、海水浴場に流れ着いた漂着物の処理費用並びに温泉施設修繕のために温泉特別会計へ繰り出しをする繰出金を計上いたしております。

御立岬公園費の150万4,000円、これは公園内の風倒木の処理委託料と、ゴーカート場自動販売機が使用不能となったために新たに借り上げるための費用であります。

次は、9ページになります。

7款土木費の道路維持費1,448万2,000円は、町道87路線、河川改良費の410万円につきましては、8河川の風倒木処理に要する重機の借上料をそれぞれ計上しております。

9款教育費の学校管理費110万6,000円と、その下20万円につきましては、小学校・中学校における風倒木の処理費であります。

文化財費135万3,000円は、佐敷城跡敷地内の風倒木処理に要する費用であります。

次は、10ページをお開きいただきたいと思います。

10款災害復旧費の農地災害復旧費58万円は、災害復旧事業の対象となります水田の測量設計費と、対象外の農地復旧に対する補助金を計上しております。

次に、農業施設災害復旧費372万7,000円につきましては、災害復旧事業の対象となる農道、水路等の測量設計費及び対象外施設の復旧に要する補助金を計上しました。

林業用施設災害復旧費647万2,000円につきましては、災害復旧事業の対象となる林道の測量設計費であります。

漁業用施設災害復旧費 1 2 4 万円は、杉迫漁協活性化施設などの修繕に要する費用であります。

次の公共施設災害復旧費 2, 3 8 7 万 7, 0 0 0 円は、教育、消防、観光等の公共施設の修繕料であります。

最後に、公共土木施設災害復旧費 1 0 6 万 2, 0 0 0 円は、町道の災害復旧に必要な測量設計費であります。

以上が歳出の内訳です。

次に、歳入を申し上げます。6 ページを御覧ください。

衛生費の国庫補助金 4 3 8 万 9, 0 0 0 円は、災害廃棄物の処理費用の 2 分の 1 相当額があります。残りの 8, 7 1 7 万 2, 0 0 0 円につきましては、前年度の繰越金を充てております。

なお、公共施設の災害復旧につきましては、一部共済金が見込まれますが、現時点では共済の対象となる施設でありますとか、共済金額の算定が分かっておりませんので、現時点では歳入の計上を見送っております。併せて、本日の補正予算は、台風発生後建設課や農林水産課などの事業課をはじめとしまして、関係する課において時間が限られている中で、できる限りの調査をして積み上げた数字でございます。

そういうようなことで、今後新たな被害が発見される場合もあり得るということをお願いして、説明に代えたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） 大変この災害におきまして、執行部の皆さん方、御尽力をいただいておりますというふうに感謝申し上げますが、1 点尋ねますが、風倒木処理の中で町有林とかの風倒木が民間の施設、家とか、した例もあるように見受けまして、河川敷の道路の木が倒れて、家の塀のあれを傷めたというようなこともちょっと見受けられますけれども、そういうのは把握して、どういう処理をされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

学校施設関係で、周囲の倒木によりまして損害を与えた箇所、それから町有林から、またこれは被害を与えた箇所は把握はしております。これは自然災害ということで、賠償はできないことで、その受益者とか関係者の皆さまには御説明を申し上げているところでございます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 第12 議案第61号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第12、議案第61号「平成27年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 皆さん、おはようございます。

議案第61号、平成27年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、平成27年8月25日の台風による被害対策費として、予算の総額に歳入歳出それぞれ158万9,000円を追加し、総額を1億468万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。お開きください。

款1温泉運営費、目2温泉観光センター運営費の29万2,000円は、ヘルシーパークあしきたの屋根、ドアガラス、看板、また公用車の修繕料でございます。

目3計石温泉センター運営費の8万1,000円は、駐輪場の修繕料でございます。目4大野温泉センター運営費の121万6,000円は、屋根、駐輪場、道の駅休憩所の修繕料であります。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3繰入金158万9,000円は、補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

### 第13 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（寺本修一君） 日程第13、発議第4号「特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

本案について説明を求めます。草野君。

○7番（草野安道君） 発議第4号、平成27年9月18日提出。芦北町議会議長 寺本修一様。提出者、町会議員 草野安道、賛成者、町会議員 元山秀志、賛成者、町会議員 前田徹一。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

本案を下記のとおり、芦北町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

#### 記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 芦北町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会の改革及び活性化を図るため
- 4 委員の定数 8人
- 5 設置の期限 平成30年3月31日まで
- 6 提案理由は下記のとおりです。

以上です。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 第14 特別委員会委員の選任

○議長（寺本修一君） 日程第14「特別委員会委員の選任」についてを議題とします。

特別委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、議会改革特別委員会委員の定数は8人であります。

お諮りします。委員は、議長が指名することにいたしたいと思ひます、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会改革特別委員の指名をいたします。

寺本順一君、古村君、草野君、前田君、元山君、宮尾君、川尻君、藤井君、以上の8人を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会改革特別委員会の委員は選任されました。

議会改革特別委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願ひます。

ここで、11時40分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時37分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会改革特別委員会において、正副委員長が決定した旨、報告がありました。その結果を発表します。

委員長に宮尾秀行君、副委員長に藤井公明君、以上です。

-----○-----

#### 第15 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には、議長一任で願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

-----○-----

#### 第16 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第17 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

#### 第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

#### 第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第16から日程第19までの各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

（3号の追加1）

第1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 追加日程第1「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出」についてを議題とします。

議会改革特別委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されました。

お諮りします。議会改革特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞でございました。

なお、議員の皆さま方には連絡事項がありますので、議員控え室にお願いいたします。時間は長くかかりませんので、よろしく申し上げます。

-----○-----

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員